

平成18年9月11日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである(32名)

1番	佐藤博	2番	武田正樹
3番	小坂井実	4番	佐藤高清
5番	立松新治	6番	山本芳照
7番	村井邦彦	8番	新田達也
9番	渡邊昶	10番	伊藤正信
11番	栗田和昌	12番	杉浦敏
13番	炭竈ふく代	14番	三浦義美
15番	浅井葉子	16番	中山金一
17番	前田勝幸	18番	安井光子
19番	佐藤良行	20番	高橋和夫
21番	立松一彦	22番	水野博
23番	高橋清春	24番	木下道郎
25番	宇佐美肇	26番	久保文哉
27番	黒宮喜四美	28番	四方利男
29番	大原功	30番	村上末松
31番	原沢久志	32番	三宮十五郎

2. 欠席議員は次のとおりである(なし)

3. 会議録署名議員

17番	前田勝幸	18番	安井光子
-----	------	-----	------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(31名)

市長	川瀬輝夫	助役	加藤恒夫
教育長	池田俊弘	総務部長	北岡勤
民生部長兼 福祉事務所長	服部輝男	開発部長	横井昌明
教育部長	平野雄二	十四山支所長	平野瞳
十四山スポーツ センター館長	平野茂雄	監査委員 事務局長	村上勝美
総務部次長 兼税務課長	佐藤忠	開発部次長 兼農政課長	早川誠
十四山総合福祉 センター所長	大木博雄	総務課長	佐藤勝義

企画情報課長	村瀬美樹	管財課長	渡辺安彦
防災安全課長	服部正治	会計課長	青木麗子
市民課長	加藤芳二	保険年金課長	佐野隆
環境課長	久野一美	健康推進課長	鯖戸善弘
福祉課長	横井貞夫	介護高齢課長	佐野隆
児童課長	山田英夫	商工労政課長	若山孝司
土木課長	橋村正則	都市計画課長	三輪眞士
下水道課長	伊藤敏之	教育課長	前野幸代
社会教育課長	高橋忠		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	下里博昭	書	記	柴田寿文
--------	------	---	---	------

書 記 飯田宏基

6. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	一般質問

~~~~~  
午前10時00分 開議

議長（大原 功君） ただいまより平成18年第3回弥富市議会定例会継続議会を開議いたします。

これより会議に入ります。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（大原 功君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第81条の規定により、前田勝幸議員と安井光子議員を指名いたします。

~~~~~  
日程第2 一般質問

議長（大原 功君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許可いたします。

高橋和夫議員。

20番（高橋和夫君） 通告に従いまして、市長に御質問いたします。

川瀬市長は、来年早々、町長就任以来15年、市長就任1年の任期満了になります。その間の現弥富市の発展は目覚ましく、近鉄弥富駅の橋上化を初めとして弥富市福祉センター、各学区ごとの児童館の設置と建設、小学校6年生までの医療費の無料化など、市民に喜ばれる行政を推進されてきました。ことしの4月には十四山村との編入合併に導かれ、弥富市の誕生に大きく寄与されました。また、過去においては愛知の市町村の経済成長率第3位にランクされたことも、いかに川瀬市長が弥富市の活性化に寄与されたかわかります。また、その行政手腕はすばらしく、識見の高さには私も感服させられることが幾つもあります。現在、弥富市は、総工費約41億円の予算で建設中の弥富中学校、弥富の南部から国道1号にアクセス予定の中央幹線道路、旧十四山村との融和政策など、新生弥富市民に直接関係のある事業が山積みになっています。

以上の観点から、来年早々に行われる市長選挙は大変重要な意味を持っております。私は、行政経験豊富で、卓越した先見性と指導力を兼ね備え、識見の高い川瀬市長に、弥富市が重要な岐路にある現在、ぜひ再度立候補していただきたいと思いますが、この点について川瀬市長のお考えをお聞かせください。以上です。

議長（大原 功君） 川瀬輝夫市長。

市長（川瀬輝夫君） ただいま高橋議員から非常に名誉あるお言葉をいただきまして、大変ありがとうございます。

さて、私は、先ほど言われましたように4期10数年間、健康に恵まれて真っすぐに、

住民の皆様との対話を基本にいたしまして、新しい時代のまちづくりを目指して市政に臨んでまいりました。その間、議員各位と市民の皆様から御支援、御協力を賜りまして、老人福祉、子育て支援を初めとする福祉施策の充実、教育環境の整備、さらには都市開発の問題では、先ほど言われましたように近鉄弥富駅の橋上化を初めとする数々の開発、また生活道路の事業をしてきたということでございまして、基盤整備もだんだんと整ってきたということをも自負する次第でございます。そして、まちづくりが順調に推進してきたわけでございます。これも皆様方の深い御理解のもとに進んできましたので、改めて感謝申し上げる次第でございます。

さて、21世紀は市町村の時代ということでございますが、各都市の地域間競争の新たな時代に入ってきました。少子・高齢化、さらには情報化、国際化や地方分権という非常に新たなものが進展してきたようでございます。地方自治体の仕事はますますふえて、困難になってきておるところでございます。自治体の基盤強化が急務とされておる今日でございます。こうした状況の中で、私は政治生命をかけまして、約5ヵ月になります町村合併、十四山村と弥富町の合併に奔走してまいりました。これは、住民の皆様のための合併にほかならぬという精神のもとに、また希望のもとに、厳しい行財政環境の中で行政基盤を強化いたしまして、さらには行政サービスをよく守り、足腰の強い自治体になるためにあるわけでございます。合併は終着点ではございません。時代の要請に応じた新たな地域づくりの出発点でもあります。合併の効果をいかに早期に具体化していくかという初代市長としての市政の重責を負わなければならないのでございます。私に課せられた最大の課題でございます。この使命を果たすためには、不惜身命、全身全霊を尽くしてまいりたいと考えているところでございます。そのためには、議員各位の、そしてさらには市民の皆様方の御支援と御協力が必要不可欠でございます。今後とも初心を忘れることなく、4万4,000市民の英知を結集いたしまして、市政運営に邁進してまいる所存でございます。

歴史と伝統に培われました私たちのふるさと、育つ子供たちが未来に夢と英知を描き、大人になったとき、ああ合併してよかったなあと言っていたように、新しい時代の新しいまちづくりに向けて、市民の皆様とともに手を携え、そして個性と魅力あるまちづくりの推進に、幸い体力に恵まれましたので、私の持てる力を十分発揮し、すべての力をまた引き続き傾注する覚悟でございます。議員の皆さん、さらには市民の皆様方におかれましては、どうぞ今後ともなお一層の御指導、御鞭撻のほどをよろしくお願いいたします。以上。

議長（大原 功君） 次に、浅井葉子議員。

15番（浅井葉子君） 通告に従いまして市長に質問をいたします。

先ほど市長選挙に立候補されるという力強い言葉をお聞きしまして、川瀬市長が今まで取り組んでみえました、また今後取り組んでいただきたい事業などを継続して行っていただき

たく、大変心強く嬉しく思います。

きょう私は、子供の医療費助成制度を拡充される考えはありませんか、お尋ねをいたします。

今、弥富市では小学校6年生まで医療費無料制度を実施され、愛知県下の市と比べますと支援は一番進んでいると思います。また福祉事業にしましても、高齢者、障害者の福祉事業も充実されており、農業に対する土地改良事業、その他の補助事業も旧十四山村と比べますと格段の差で補助が行われております。今、全国的に少子化が進んでおりますが、若い夫婦は子供の笑顔に励まされながら仕事、子育てを懸命に頑張っております。子供の医療費無料化は、安心して子供を産み育てられる環境をつくる上でも重要な役割を果たし、少子化対策としても大変重要なことだと思っております。子育て世代にとって、子供の医療費は切実な問題であると思っております。せめて子供が病気になったときに、無料で医療機関にかかれるようにとの願いは切実です。弥富市の次世代育成においても、より以上の充実が必要かと思っております。子供たちは弥富市の宝です。次世代を担うこの弥富市の子供たちが安心して早期に病気を治すことができる医療費の拡充を願い、質問をいたしました。市長の前向きのお答えをお願いいたします。

議長（大原 功君） 川瀬市長。

市長（川瀬輝夫君） お答えいたします。

乳幼児の医療の問題でございますが、この助成制度につきましては、御存じのように重要施策の一つでございます。心の通う子育て支援を実施してまいりました。平成13年4月からは3歳未満児までを4歳未満児までの医療費無料化制度をしてきたわけでございます。平成14年度、また平成15年度、平成16年度と制度を拡充いたしまして、常に愛知県内の市町村をリードしてきたわけでございます。現在では中学校入学前まで拡充し、県内市町村におきましても高水準であると思うわけでございます。35市がございしますが、最高の助成制度と現在なっておりますでございます。

御質問の乳幼児等医療費助成制度のさらなる拡充につきまして、少子化という時代でございます。非常に重要視するところでございますが、少子化対策といたしまして、子供たちの健全な心身の発育や子育ての支援と、若い御夫婦の経済的な負担を少しでも緩和するということを考慮いたしまして、新年度予算の中で再度延長を検討したいとかねがね思っております。御理解を願いまして私のお答えといたします。以上。

議長（大原 功君） 次に、佐藤良行議員。

19番（佐藤良行君） 通告に従い2点質問します。

第1点目は、市政懇談会開催についてお伺いします。

昨年8月、9月と2回にわたり開催された合併協議に関する旧弥富町における住民説明

会は、我々住民の声を直接聞いてもらえたと大変好評であり、合併機運が一気に高まったとさえ言われました。それを受けて、本年4月、念願の合併が実現し、6ヵ月目を迎えました。この間、多くの問題点を調整しつつ市政を推進されてこられたと思いますが、市民の皆様はまだ行政側に聞いてほしいことが数多くあると思います。それらの声を市政に反映させる最も重要な時期だと考えます。

そこで、市長に2点お伺いします。

- 1．市民の声を聞くための市政懇談会開催計画はありますか。
- 2．あるならば、開催時期と方法について具体的にお伺いをします。

ぜひとも前向きに検討され、新生弥富市の住民より、合併して本当によかったと評価される行政の推進を実現されるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

第2点目は、保育所建てかえについて質問します。

市立保育所は、本年4月の統廃合により、建屋やグラウンドが手狭になったところや、老朽化が進み、建てかえが必要な保育所が見受けられます。特に統合時、父兄より建てかえを初め駐車場の確保等多くの要望が出された保育所もあります。さらに、老朽化や耐震問題等を考えますと、早急に建てかえの必要な建物がほかにもあると思われます。

そこで、具体的に市長にお伺いします。

1．統合によって手狭になり、その上老朽化が進んでいる弥生保育所は、一日も早く建てかえる必要があると思いますが、いかがでしょうか。また、弥生以外の保育所についても、建てかえ構想があればお示し願います。

2．さらに、将来の私立への移行についてどのように考えてみえるのか、お伺いします。以上です。

議長（大原 功君） 市長。

市長（川瀬輝夫君） 佐藤良行議員にお答えいたします。

新しいまちづくりにつきまして、考えと、それを実現するためにその方法をまとめる、いわゆる弥富市の総合計画というものがございます。これを今作成しておるところでございますが、市民参画の一環といたしまして、市民の皆様が考える住みよいまち、住みたいまちとはどういうまちかということ进行调查するために、無作為に選んだ20歳以上の市民の皆様約2,500人を対象に、今アンケートを調査しておるところでございます。また、これの調査した結果が出ましたときには皆さん方にお知らせをしたいと考えておりますが、小学生及び中学生を対象といたしまして、新しいまちづくりをテーマとする会が作文募集を行っておりまして、将来を担う子供たちの考えるまちづくりの全体の提案等を把握しておるところでございます。

過日、弥富市内の中学生の模擬議会を開催いたしましたところ、生徒の皆さん方から率直

で、本当に熱心に貴重な御意見をいただきました。この意見も市政に反映すべきじゃないかと私は考えておるところでございます。

質問の懇談会につきましては、懇談会の開催や今後のまちづくりの方策を自由に検討していただくワークショップによりまして、その提言等を計画に反映していく予定でございます。御理解を願いたいと思います。

弥生保育所は昭和48年に建築されまして、もう33年たっております。園舎の老朽化や、さらには運動場も手狭になっておるところでございます。改築が必要と考えておるところでございます。限りある財政の中でございますけれども、現在、耐震対策上急務となっている弥富中学校の改築を最優先しておるところでございます。保育所の建設につきましても、用地の確保を目途とし、財政的な状況も勘案して、来年度あたりから進めてまいりたいと考えておるところでございます。

将来の保育所のあり方につきましては、近隣市町村に私立の保育園もございます。また、広域委託も実施していますので、現在のところは移行ということは考えておらないわけでございます。将来的には、園舎の老朽化や人口の動向などを踏まえながら、公立保育所の民営化も考えていかなければならない時代が来ると思います。以上です。

議長（大原 功君） 佐藤良行議員。

19番（佐藤良行君） 質問ではございません。要望を1点申し上げます。

将来の弥富市をしょって立つ子供たちの安全や環境を考え、弥生保育所を初め他の保育所も含めて建てかえを市の重点課題の一つとして推進していただくことをお願いいたします。以上です。

議長（大原 功君） 次に、炭竈ふく代議員。

13番（炭竈ふく代君） 通告に従いまして、通学安全対策について4項目にわたりお伺いいたします。

昨今、地域でのコミュニケーションが希薄になってきていると感じる方は多いのではないのでしょうか。同時に、空き巣やひったくりと子供を対象にした犯罪が増加傾向にあるなど、今日ほど市民の皆様や保護者の方々が安全・安心に関心を持っているときはないように思います。連日のようにマスコミ報道でも見られますように、だれもが、いつでも、身近なところで何が起こるかわからない危険性に変な不安を感じているところでもあります。今回は、重点的に通学安全について質問をいたします。

当市におかれましても、学校内外での安全対策への取り組みを実施されてきておりますが、一方で、不審者や子供たちに起きた危険情報の伝達が遅く、正確ではないという不備も指摘されております。情報によりまして、例えば蒲郡市では昨年より不審者情報を携帯メールで配信する事業を始めたとあります。大阪府で起きた女児誘拐未遂事件で容疑者逮捕に役立ち、

注目を集めたこのシステムを研究し、いち早く取り入れたということです。江南市も本年11月から緊急情報メール配信の事業を開始するとのこと。防犯対策で重要なのが正確な情報を迅速に入手することであり、近年、このように携帯電話でのメール機能を活用して市民に情報を知らせる安心メールを実施する自治体が急速にふえております。携帯電話を活用したメール機能は、時間や場所に関係なくリアルタイムに受信できることから、教育現場などにおける不審者情報などを保護者が職場にいても受信できれば、すぐに御近所の方へ我が子の対応をお願いすることが可能になります。

愛知県警も、ことしの6月から「パトネットあいち」の名称で、不審者情報を登録された住民へ配信する事業をスタートされています。また、愛知県教育委員会健康学習課が構築した学校安全緊急情報共有化広域ネットワークに基づいた不審者情報の伝達訓練がことしの5月に実施をされています。このネットワークは、教育委員会の情報網に加え、近隣市町村への広域かつ迅速な情報提供を、市町村の首長、部局の協力を得て、地域住民へも情報提供を行っていくことで、より多くの人々が不審者情報を共有し、子供たちの安全を守る体制を整えるための連絡網です。我が海部教育管内でも、十四山東部小学校が訓練校として伝達訓練に参加をされたということです。

そこで、お尋ねをいたします。今後、学校、保護者、児童・生徒、警察、自治体など関係機関を密に、必要に応じて情報伝達手段として（仮称）メール情報やとみを展開され、実効性のある取り組みをされてはいかがでしょうか、御見解をお伺いいたします。

2点目にスクールガードの充実についてでございますが、犯罪から子供を守るための対策に関する県の事業で、地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業としまして、当市にも全小学校区にスクールガードを配置し、支援をいただいております。さきの全協で教育部長より、全小学校区のスクールガードは現在全員で81名だとお聞きいたしました。そこで、各学区のスクールガードの活動内容を具体的にお知らせください。また、登下校以外にも子供たちは塾へ通ったり、部活動で帰宅が遅くなるなど、こうした子供たちに対しては散歩やウォーキングをされている住民の方々に腕章などを着用していただいての啓発活動を呼びかけてはどうでしょうか。子供たちの安全を守るために、今後スクールガードの養成、また増員についてのお考えはあるのでしょうか、お伺いいたします。

3点目に、登下校の安全対策の一つであります防犯ブザーは、ことし4月から小学1・2年の児童に配布されることになりました。それ以前の児童・生徒にはホイッスルが配布されてはおりますが、いざというときに子供たちは常時携帯をされているかどうか。また、すぐに使用できる場所に持っているかどうか。なくしてしまった子はいないかなど、こうした点の定期的なチェックや指導はされているのでしょうか、お伺いをいたします。

最後4点目は、通学路安全マップについて質問をいたします。

不審者など、人に対する危険防止も大切ですが、危険な場所ということにも視点を置くべきだと考えます。例えば通学団の集合場所が駐車場であったり、見通しの悪いカーブがあったり、道路幅の狭小や交通量の多い場所など、登下校における危険場所や、事件や事故が発生しやすい公園、また空き家といった注意箇所がどこにあるのかなど、特に犯罪に巻き込まれやすい低学年の子供たちには知られていない地域や場所などが多数あるのではないのでしょうか。このように、通学路の安全点検を子供の目線で実施することで、より一層の認識が深められると思います。また、110番の家がどこにあって、助けを呼びに入ってもすぐに対応可能なかどうか。全学区の110番の家の見直しの機会にもなるかと思います。こうした観点から、児童・生徒が危険な場所を実感を持って理解できるための通学路安全マップが全校で作成をされているということですが、作成に当たっては具体的にどのような取り組みをされているのでしょうか、お伺いいたします。

以上、御答弁をよろしくお願いたします。

議長（大原 功君） 教育長。

教育長（池田俊弘君） ただいまの通学安全対策についての炭竈議員の御質問にお答えいたします。

まず初めに、携帯電話のメール機能等でございますが、情報伝達手段の一つとして、迅速な情報の共有化の面で非常に有効な手だてであると思います。しかし、個人情報のセキュリティーの問題、あるいは携帯電話を持たない世帯への情報提供の方法などに問題があるわけでございます。どのようにしたら迅速かつ正確に情報伝達ができるかなど、検討を重ねるべき点多々あるようでございます。既に取り組みをしている団体、市町村なんかもいろいろございまして、そういうところの成果、課題なども参考にしながらやっていきたいと思えます。現在、市で検討中の同報無線の活用といったようなものも迅速な連絡につながりますので、こういったようなことも視野に入れながら、いろいろ検討しているところでございます。こういったことで関係機関と連携を強化しまして、弥富市や近隣の市町村で事件が発生したときや、あるいは不審者情報があったときにはすぐ連絡がつくようにしたいと思います。現在では、先ほど炭竈議員も触れておられましたが、キッズセーフティー情報によりまして、蟹江警察から教育委員会、あるいは学校等にはすぐ知らせてまいりまして、危険情報の共有化ができるようになってございます。

それから、ことしの5月、これも炭竈議員から御指摘いただきましたが、安全緊急情報共有化広域ネットワークというようなことで、弥富市の学校、特に十四山の小学校を発信源といたしまして、海部事務所、あるいは蟹江警察を通じまして各学校へ知らせるといったような伝達訓練も行っております。これは県下でたしか四、五カ所の訓練だったと思いますが、その一つに入っております。そのときにはスクールガードの人なんかや、あるいは先生方

等が入りまして、下校のときにいろいろとついて回って訓練をしたというように、入念な訓練を行っております。

それから、スクールガードの養成とか増員についてでございますが、先ほど炭竈議員がおっしゃったように80人ぐらい現在登録しておりますが、実際には地域で出迎えをしておられます方々が100人ほどおりまして、そういう人のお世話のもとに子供の付き添いをしていただいておりますが、また地域におきましては、声をかけていただく人とか、あるいは通学路を巡回パトロールしていらっしゃる老人クラブの人とか、PTAの方なんかたくさん参加しておりまして、現在では事件もなく平穏な、非常に安全・安心な下校になってございます。

それから、防犯ブザーの取り扱いについての御質問でございますが、これは御指摘されるまでもなく、各学校ではブザーを着用したときには必ずその訓練をしましたり、学校から各御家庭にもちゃんと携帯するようというように指導しております。特に学期初め・終わりなどにはそういうことの徹底を図っております。しかし、中には子供さんがかばんの中へ入れたまま、実際に何かのときには使えないんじゃないかというようなことも懸念しておりますが、すぐ役立つような指導を万全を期していくように各学校では取り組んでいただいております。

それから、続きまして通学路安全マップの作成でございますが、これは16年、17年に各小学校でおやりになりまして、児童が中心になって、自分たちの目で通学路の安全点検を実施いたしまして、そして危険な箇所等確かめながら作成しております。そして、これにつきましては、子供さんたちが去年つくったものに、さらにまた危険がありそうなところが見つければ、新しく書き入れていったりしております。学校によって違いますが、ほとんどが学校の玄関付近に張り出しておりまして、事あるたびにその活用を図っているようなことでございます。

そういうことでございますので、子供たちがみずから自分たちの危険な場所を再認識して、自分で自分の体を守るといったような基本姿勢をしっかりと持ってもらうように指導しているところでございます。以上でございます。

議長（大原 功君） 炭竈ふく代議員。

13番（炭竈ふく代君） 御答弁ありがとうございました。

再質問と、それから要望も含めてお願いしたいと思います。

1点目の携帯電話のメール配信についてでございますが、有効な手だてというお話で、将来的には同報無線の活用ということを言われておりましたけれども、そちらも大事だと思いますけれども、内閣府や文部科学省におきまして、子供の安全に関する情報の効果的な共有システムの構築の取り組みということで、この研究を早期に行い、推進するということがあります。今の同報無線もそうですけれども、スーパー防犯灯とか監視カメラなど、お金を

かければできることはたくさんあると思いますけれども、この配信メールはお金をかけずに最大の効果を得ることができると考えております。さまざまな問題はあるかと思いたすけれども、近隣の市町村の先駆を切ってぜひ実施していただきたいと考えております。

それから、2番目のスクールガードの養成、増員についてでございますけれども、出迎え等を100人ほど応援していただいているというお話でございましたが、今スクールガードをしていらっしゃる方にお話を聞きますと、例えば一通学団に付き添いまして、横断歩道を安全に全員を渡らせるためにも、通学団の前方と後方と中間と、最低でも大人が3人は必要だということを言われておりました。毎回同じ方が出られるとも限らずということで、交代できる数も必要であるとのことでした。学区全体から見ても、通学路の数に対して対処できる数だということをお考えなのでしょうか、再度これは御答弁をお願いしたいと思います。

それから、3点目の防犯ブザーの取り扱いについて、今御指導していただいているというお話でございました。私も、ただランドセルにひもだけがぶら下がっていて、子供に聞くとどこかでなくしちゃったとか、またお母さんに聞きますと、うちの子は持っているだろうかとか、多分持っていると思うけどみたいな、そういう返事が返ってきました。私も考えているんですけど、例えば毎月1日を点検日と決めて、細やかなチェックと指導を再度していただきたいと思いたすので、これは要望としてお願いしておきます。

それから、4点目の通学路の安全マップの作成について、16年から毎年危険な場所を子供の目線で作成をされているというお話でございました。せっかく生徒の皆さんを初め関係者の皆さんが苦心してつくられたマップでございますので、今学校の玄関付近に張り出されておるといことでございましたけれども、各家庭にこういうマップは配布されているのでしょうか。もしされていなかったら、家庭に配布をされまして、親子で危険箇所などを確認し合うことも大事だと考えておりますので、さらにこちらの御答弁もお願いします。スクールガードと通学路安全マップについて再度お答えをお願いいたします。

議長（大原 功君） 教育長、弥富市だけのことを言ってください。よそのことはいいで、弥富はこうやっているということだけ言ってやって。わかりやすいで。

教育長（池田俊弘君） スクールガードについての再質問でございますが、今各小学校ではPTAを中心にして、その輪を広げていくように努力中でございます。と申しますのは、この制度が始まりましたのはことしの5月からでございますので、まだ今始まったばかりというようなことでございます。十四山地区では昨年からはまっておりましたが、弥富の地域では5月ごろから始めかかったというようなこと、今努力中でございますので御理解いただきたいと思いたす。

それからもう1点、通学路の安全マップについてでございますが、議員が御指摘のように、家庭に配布したらどうかというようなことも大切なことだと思いたすので、そういうことが

できるように考えていきたいと思えます。以上でございます。

議長（大原 功君） 炭竈ふく代議員。

13番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。

もう1点だけ、110番の家に関してちょっとお聞きしたいと思うんですけれども、先ほどもちょっと最初に質問いたしましたけれども、子供たちの呼びかけにすぐに対応できる110番の家ということで見直しがされているかどうか。看板だけ立っているような家だったらもう早急にかえなければいけないと思うんですけれども、その点についても御答弁お願いいたします。

議長（大原 功君） 教育長。

教育長（池田俊弘君） 今の御質問でございますが、昨年、110番の家はかなり数があると思うんですが、全体で1回だけ利用したというのがあります。不審者らしいのがおりまして、駆け込んだ。あと利用したのを聞いておりますと、子供さんが帰る途中にトイレへ行きたくなったというので、110番の家のトイレをお借りしたというのを3件ほど聞いております。これからも協力していただけたところをさらにふやし、あるいはもう利用がないというところは、また別のところにかえるとかというようなことも検討してまいります。以上でございます。

議長（大原 功君） 次に、山本芳照議員。

6番（山本芳照君） 通告に従い発言をいたします。

川瀬市長には、日ごろ、この弥富市の福利厚生施設関係について御尽力をいただいていることにまずもって感謝をしたいと思えます。市民の皆さんも大変喜んでいらっしゃるところであります。

私は、先日行われました弥富市の公共施設の視察行事で、いろいろと勉強させていただきました。十四山の福祉センターで、利用者、職員の皆さんが生き生きと活動や仕事をして見え、また授産所においても、皆さん一生懸命袋詰め作業に従事して頑張ってみえました。大変頼もしく感じたところであります。また、弥富の福祉センターにおいても、入浴後、皆さん囲碁、将棋などコミュニケーションを楽しそうに図っているように見え、利用者の皆さんの憩いの場として大いに活用していただいて、本当にいい施設であるなあというふうに感じたところであります。白鳥のコミュニティセンター内にあります児童館では、子供たちが楽しそうに笑顔で職員の皆さんと遊んでいました。そんな姿を見ますと、十四山地区の児童館建設を一日も早く着工していただくようお願いをしたいと思えますが、いかがなものでしょうか。

また、南部のコミュニティセンターで昼食をとったとき、和室の畳を見てびっくりしました。あそこの畳、縁の方が傷んでいまして、ガムテープで補修がしてありました。物を大切に

にすることはいいことではありますが、畳は多分備品として一定程度の耐用年数があるかもしれませんが、もし張ってあるガムテープがはがれ、それに足をひっかけて転倒し、けがをした、こんなことが起きれば大変なことになると思いますので、ああいったものは耐用年数に到達していなくても、悪くなったら正規の修繕か張りかえをしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。お答えをお願いいたします。

次に、市の施設の安全対策についてお伺いをしたいと思います。

ことしの7月31日、埼玉県ふじみの市の市営流水プールにおいて、小学2年生の女の子が流水の吸水口に吸い込まれて死亡するという痛ましい事故が発生しました。事故の原因は、ボルトで固定されていなければならないふたが針金で固定されていたため起きた事故でありました。この事故が起きた後、全国の公共民営プールにおいて一斉点検が実施をされました。弥富市のプールについては、聞くところによりますと、二重の配水ふたで、きちんとボルトで固定がされており、問題なしと報告を聞いておりますが、今後、こういったものについてはきちっと管理をお願いしたいと思います。

また、弥富市の社会教育センターホールと十四山のスポーツセンターホールの2カ所に移動式の客席装置が取り付けられていますが、この装置が取り付けられている愛知県外の公共ホールで、客席が収納してあったために、約4メートルの高さのところから床面に転落し、2人が大けがをしたという事故をテレビのニュースで私は見ました。この事故の原因は、ホールのかぎがかけていなかったため、扉をあけ、中へ入ると同時に転落した模様です。この事故が起きたホールは、当日は使用はしていなかったということでもあります。本来、使用されていなかったなら、ホールの扉は絶対にかぎがかかっていなければならないのに、かけてなかったという管理責任が問われています。

そこで、私は提案をしたいと思います。移動式客席の施してある施設の扉には、この扉は例えば責任者山本芳照がかぎをかけましたというような名札をかけて、二重三重の安全対策を考えてみてはいかがでしょうか。

このように、公共施設において事故が起きますと大変なことでありまして、市当局はもちろん、全体が安全に対する意識が足らなかったと頭を下げて事が済むわけではありませんけど、こういった事態がいつ起きるかわかりませんので、ぜひ安全対策については十分なる配慮が必要かと思いますが、いかがでしょうか。

最後に、公共施設の有効活用についてお伺いをしたいと思います。

南部コミュニティセンターを見て感じたんでありますけど、南部コミュニティセンターのロビーに水槽がありました。多分今まで金魚かコイが飼ってあったというふうに思いますが、空の水槽がそのまま置いてありまして、弥富市の特産物であります金魚もどうして入れられないのかなあというふうに実は疑問に思いました。また、ロビーの周りの掲示物も、

一度見直してみてもどうかというように思います。色のあせた掲示物もありますし、きちんと整理整頓すればきれいになるんじゃないかなというふうに思いました。ロビーというのは施設の顔でありますので、いつも顔はきれいにしていだきたいというふうに思っていますので、どのような考え方を持ってみえるのか、お答えをお願いしたいと思います。

また、コミュニティセンターの西側に、児童館の隣にゲートボール場がありますけど、昨年の実績からいきますと、ほとんど使われていないという状況です。そのためにかわかりませんが、私どもが見た限りでは雑草が伸び放題になっておりましたので、やはりあんな状態ではなかなか利用もしにくいだらうというふうに思いますので、今後定期的に、暑い時期ではありますけど、除草はしていただく。また、今後の使い方についても、一度検討をしてみる必要もあるんじゃないかなというふうに感じました。

それから、6月の議会で十四山支所の2階の使用方法についてもいろいろ御意見がありました。私が考えるには、地域の代表者、学識経験者、各種団体の代表者、議員等多くの皆さんの公共施設に対する有効活用の検討委員会的なものを設置し、議論をしてみたらどうかというふうに思っていますけど、お答えをお願いし、私の質問を終わります。

議長（大原 功君） 総務部長。

総務部長（北岡 勤君） いろいろな御質問がございましたが、私の方に関係する三つ目の質問の公共施設の有効活用についてのお答えをさせていただきます。

十四山支所の利用方法につきましては以前からも御質問いただいておりますが、十四山支所の2階も含めまして、今ある施設の有効的な利用については、制度上、使用用途の制限を受けるものもございますが、いろんな条件を総合的に考えていかなければならないと思っております。

御提案をいただきました有効活用検討委員会につきましては、一つの方法として検討させていただきたいと思っております。

他の質問につきましては、社会教育課長の方から御答弁させていただきます。

議長（大原 功君） 社会教育課長。

社会教育課長（高橋 忠君） 公共施設についての御答弁をさせていただきます。

南部コミュニティセンターは、平成元年に開館して、多くの方に今まで御利用いただきました。御指摘の件につきましては、ゲートボール場も含めて総合的に工夫と見直しを図り、今後皆様に気持ちよく御利用いただけるよう、適切な管理に努めてまいりたいと思いません。

次に、弥富市プールの給排水口等の施設面において、愛知県プール条例の設置の基準及び構造設備の基準を遵守して管理してまいりました。再度、給排水口のふた等の点検確認をしたところ、鉄ぶた、吸い込み防止金具はねじ、ボルト等で堅固に固定してあり、問題はなか

ったと思います。

次に、弥富市総合社会教育センター公民館ホール及び十四山スポーツセンターの第2アリーナの移動式客席装置の安全対策については、毎年、移動式客席装置の点検を行い、安全管理に努めているところでございます。今後、転落防止のため、部屋の施錠等担当職員を決め、またチェック表等を作成し、施設の安全管理を徹底してまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。以上でございます。

議長（大原 功君） 市長。

市長（川瀬輝夫君） 質問の内容がちょっとずれましたので、一部答えさせていただきます。

十四山の児童館の問題が出てきましたが、これはかねてから私もお答えしておりますようなことでもございまして、今現在、小学校、中学校の空き校舎もございまして、それらも考えながら新しい児童館もつくろうかという点もあるかと思いますが、今後いろいろな面で考えながら、それに対応するような方向で持っていきたいと思っております。

議長（大原 功君） ここで、1時間近くたちましたので、11時5分まで休憩いたします。休憩。

~~~~~

午前10時54分 休憩

午前11時05分 再開

~~~~~

議長（大原 功君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

佐藤博議員。

1番（佐藤 博君） まちの品格に基づいた市長の政治姿勢という項目で質問をさせていただきます。

ただいま高橋議員の非常にすばらしい推薦の言葉によって、川瀬市長は再度次の市政担当を決意されたわけでありまして、大変私も興味を持ってこれからいろいろと見守っていきたく思っております。

そこで、昨今、見方というのはいろいろあるわけでありまして、陽の部分と陰の部分とあって、陽の部分だけを出せば、それはそれなりのいい評価でありましょうし、陰の部分だけを出せば、また陰の部分で悪い評価にもつながるわけでありまして、両方がやっぱりきちっと比較できるようにしていくということが私は非常に大事だと思っております。

昨今、特に弥富市が誕生して、まちの品格、要するに市になったんだからというようなことが話題になることが非常に多くあります。その中身はいろいろのことがあるわけですが、特に市民というのは、市民にとって非常に名誉なことがありますと喜ぶわけでありまして、不名誉なことが報道されると、そうした品格の問題が話題になることがもう

世の常であります。まず、まちの顔である市長の人格や言動、政策問題が中心になって、市民の代弁者である議会の対応や議員の行動というものが市民の関心を持たせるものであるわけでございます。市民は、自分たちのまちに誇りと自信を持ちたいということは当然のことです。しかし、一方で品格が失われるような悲しむようなことがありますと、これはまたいろいろの批判、反発というようなものになって、特に選挙等にその結果が示されるものがあるわけでありまして。

来年1月の市長選挙も近づきまして、市長もそういう力強い市政担当を決意されたことでありますので、私はその中からいろいろと考えてみたいと思うんです。

特に私が今回申し上げたいのは、前回の町長選挙において、川瀬市長が公約された政策というものが果たしてこの3年間の中でどのように展開されたかという政策問題も一つあります。また、今後どのように展開されていくかという面もあります。特に残念でならなかったことは、政治姿勢として公約されていた合併問題の住民投票を含めた住民の意向調査がされずに、住民投票の要望に対して一方的に十四山村を編入合併したという進め方について、市民の中には今もって公約違反だ、裏切られたという感じを持っている人が非常に多いということを、私はまず市長がよく反省をしていただきたいと思うのであります。

そういう点で、この十四山村の編入合併のみでなくて、いろいろと重要な問題については常に市民の意見を聞いたり、あるいは市民の反応を見きわめるということが非常に大事でありますので、今度の市長選挙の争点にはそうしたものが大きく影響すると私は思うわけでありまして、そうした点も含めて、市長が明確に答弁をしていただきたいと思うわけでありまして。特に今申し上げた住民投票の問題、あるいは17年度決算が今提案されておるわけですが、17年度の行政改革大綱として、とりあえず17年度には19億4,850万円の歳出削減の計画も果たして計画どおりに進んだかどうかということも、非常に大事な問題であると私は思います。

そこで、今から順次質問をしてみたいと思います。最初に私は歌謡ショーの問題を質問する予定でありましたけれども、議会運営委員会の方でこうした問題は全員協議会の場ということでございましたので、先日済ませたわけでありまして。非常に市民にはわかりづらい結果でありましたけれども、この点については今回は削減をさせていただきます。

続いて、議会だよりにおいて私が一番問題にしたいと思っておりますのは、6月議会で私が効率的・効果的行政運営についてという問題で質問したことにつきまして、市長は次のような答弁をしておられますので、これが真意であるのかどうか。また、私の質問の言葉足らずも確認をしたいというように思います。

まず、議会だよりによると、川瀬市長の答弁は「巡回バス、いこいの里について、コストのみで評価できない」と、こういうことであります。それから、「費用対効果の試算結果の

公表や住民の意向調査の実施は考えていない」というように議会だよりには掲載されております。これは非常に重要な問題であるわけであります。私が尋ねたいことの一部は、17年度では巡回バス 3,591万円、いこいの里 1,795万円を要したということであります。年間の延べ利用者で見れば、いかにも多い数字に見られるわけでありますけれども、本当にここを利用して、そして有効であったかどうかということ。これは、非常に私は大事な問題だと思っております。ということは、4万4,000人の弥富市民の中でここを本当に利用しておられる方はどのくらいの数かということなんです。1年間ではかなり多いように今の数字では出てくるわけでありますが、ここを常時利用しておられる方はどのくらいあるかということであります。恐らく私の推計でいきますと、往復利用するとかということも考えていきますと、200人前後ということで、全住民の1%にも満たない数字になるのではなからうかと思っております。また、いこいの里の利用者もせいぜい1日七、八十人までで、常時利用者というのはもう限られておって、それも0.2%にも満たないというように考えられるのではなからうかなあと思います。

そこで、ごく少数の人のために多額の税金が使われている。しかも、それがどれほど目的に沿って有効に活用されているのかという観点から、私はよく実態を調査する必要があるということを申し上げておるんであります。それは、やっぱり費用対効果という観点につながっていくわけであります。一昨日の生徒模擬議会でも、生徒の中からこの巡回バスの利用ということがありましたけれども、答弁では、公共施設の利用のためという答弁でありますから、目的が非常に狭められておると。恐らく中学生からしてみたら、もっと我々が利用できるようなものにしてほしいというような要望もあったように思います。あるいは、また福祉面からいけば、例えば病院だとか、そういうようなところにも利用できるようなしてほしいという要望もあるのではなからうかと思うんです。そういうことで、一番の問題は、利用度とか目的必要度、あるいは効果というようなものを十分把握するということが大事なことであって、何でも運行しておればいいという、こういう考え方に陥ってはならないということであります。ですから、もっと実態をよく調査して、そして費用対効果の面からしっかりと把握をされる必要がありますよと、こういうことを申し上げてきたわけであります。

もう一つは、公民館初め各公共施設も一昨年からああいうような一部受益者負担が倍増されたという経過もあるわけであります。ですから、こういう観点から考えていくと、今度の市民税の改正でも、低所得者の方々にも大変課税されるようになって、不満もこれから多く出てくるわけであります。いろいろそういうような状況を判断しますと、例えば心身の障害のある方や低所得の方、あるいは高齢者の方とか生徒の通学利用など、こういうような必要に応じた一定のものについては、例えば無料パスを、あるいはまた減額パスというようなものの発行したりして、普通の人であれば一部受益者負担というのが当然のことであります。今、

行政改革の中の一番大きな柱は、そういう受益者負担が一番問題であると私は思うわけであり、これが公正な税金の使い方だと、こういうように私は考えるわけでありまして、もっと効果的税金の活用という面から、有効な運用を考えることが必要ではなからうか。何でもただでやっておればいい、だれでも利用してもらえばいいというようなことではなくて、もっと実態をよく把握して、無責任と言われないような税金の使い方をしていただきたいという観点から、私はその点を費用対効果という言い方で質問したわけでありまして、このような状況の中で川瀬市長の議会だよりの答弁は今申し上げたとおりでありまして、これで川瀬市長はいいというように判断をしておられるのかどうか、これをまず第1点目に尋ねたいと思います。

それからもう一つ、教育長の問題は全く理解ができませんけれども、省略をさせていただきます。

また、情報公開条例も日数の短縮ということではありますが、かつて弥富町は情報公開度というのはあんまりよくなかった経過があります。そういう点で、こういう点についてもやっぱりもっと積極的に日数の短縮をしていただきたいということでありましたが、これもやむを得ずというような形から12月の議会だと、議長の取りまとめで一応なりましたので、これは省略させていただきます。

続いて、大きな2点目として尋ねたいのは、今私が申し上げましたように、大事な市町村合併という問題に対しても、住民投票をと多くの方が要望したにもかかわらず、こういうものが議会で一蹴をされた。しかも、市長そのものがなじまないという形で提案をされたということに、私は非常に問題があり、これからの市長の政治姿勢に影響すると思っております。そういうために、今回私は常設型の住民投票規定の自治基本条例というものを制定される用意があるかどうかということについて、ひとつ尋ねていきたいと思っております。

この考え方は大変重要な問題であります。例えばこの条例は、現在の場合だと次に質問する問題と関連するわけですが、これで十四山とは編入合併で弥富市は終わったということではなくて、ステップだという答えもあったわけでありまして、ステップとするならば、これからこういうような問題が起こり得たときに、住民から住民投票をやってくれという請願活動がなされないと、住民投票条例もまた提案できないというようなことでは、市民の声を聞いてと、市民を尊重してと言われても、全く私は言うておられることとやっておられることが逆であると言わざるを得ないのでありますので、そういうような重要な問題については、常に住民の意向が、例えば市長の提案、あるいは議会からの提案、要望というもので実現できるというような自治基本条例をつくって、必要なときには住民投票ができますというような、そういう条例をつくられる用意があるかどうか。これは非常に大事な問題でありますので、お尋ねをしたわけでありまして。愛知県内では東海市、知立市、豊田市の3市では今もうでき

ておりますが、さらに日進市も今回この9月議会で提案をされておりますので、結果はまだ私ちょっと聞いておりませんが、そういうことでありますので、35市の中で先端的な生き方をしようとされるなら、こういうものも一考を要する問題だと思いますが、いかがでしょうか。こういう点で市長の考えをお尋ねしたいと思います。

そして最後には、とりあえず十四山村も編入合併をして、この18年度も半ばに近づいておるわけでありまして、そういう中で、今回のこの合併問題が出てきてから、隣接市町村とのいろいろの合併協議を通して、不信感とまでは言いませんけれども、信頼感は非常に薄れているような気がするわけでありまして、今後、現在のこの状況だけでいいとはだれも考えておらんとお思いますけれども、この十四山村の編入合併だけでなく、さらに隣接市町村との信頼関係を回復して、次の広域合併への考え方というものについてあるのかなのか、そうした点について市長の一つの方針を伺いたいと思うわけでありまして。

以上、市長の政治姿勢としてお尋ねをいたします。

議長（大原 功君） 川瀬市長。

市長（川瀬輝夫君） いろいろと御質問がありましたが、まず最初に議会だよりというようなことが出てきましたが、これは6月議会で佐藤議員が質問されたことについて、効率的とか、効果的とかいうことを盛んに言われたわけでございます。また、さらには利用度だとかいろいろございました。非常に指摘が多いようでございますけれども、これは6月議会でも答弁したとおりでございます。当然少数の利用度であったからいいとか悪いとか、そういう問題ではございません。当然、必要なときに利用度も考えて、そしてダイヤを組んでいくわけございまして、決して利用度の無視ということはないのでありますが、どうぞその点も誤解のないように、当然、効果とか実態の調査というものは必要でございますので、絶えず担当者もよく調べておるということでございます。

それから次でございますが、地方自治法のいろいろの面に関連あることを言われたんですが、特に住民投票の問題でございますが、合併のときは、当然住民投票という方法もあるし、中には議論を抜きまして、皆さん方の議会によって議決されて、そのように執行されたという方法もいろいろあるわけございまして、決してどちらもちょうど方法としては民主制の欠陥ではございませんので、どうぞひとつ知っていただきたいと思っております。殊のほか編入合併ということにつきまして、海部郡というよりも、県内では住民投票を行った例はないようでございますので、当然編入合併というのは、主体になるものが中心として合併されていくということでございます。そして、先ほど言いましたように、議会制民主主義という方法もございまして、議会の皆様方に議決していただくということで決定させていただいたようなことでございます。

それから次に、意見は意見といたしまして、その思いも、それぞれの見解の相違もござい

ますし、それぞれの目的によってまた違うということでございますので、今後ともなお一層公平にいくように最大の努力をして、この巡回バスの運営に当たっていきたくと考えております。以上です。

議長（大原 功君） 佐藤博議員。

1番（佐藤 博君） お聞きをいただいたごとく、私の質問には全く的外れの答弁であったとしか言いようがありません。そこで、もう一遍確認をいたします。

1点目、議会だよりによると、巡回バス、いこいの里について、「コストのみで評価できない。費用対効果の試算結果の公表や、住民の意向調査の実施は考えていない」というように書かれているが、こういう考え方でいいかどうかということだけ、まず1点目には尋ねます。

2点目は、住民投票もできるような自治基本条例というものの制定をされる考えがあるかどうかということであります。2点目、あるかないか、イエスかノーかで答えていただければいいです。

それから3番目、今後もっと隣接市町村との広域的な合併問題を考えていく考えがあるかどうか、この3点です。簡単に申し上げましたので、簡単にきちっと答弁をいただきたい。以上です。

議長（大原 功君） 川瀬市長、あるかないかで答えてください。

市長（川瀬輝夫君） あるかないか、「ノー」「イエス」の言葉でございますが、今合併の問題が出ておりましたが、隣接の町村で、もしそういう話がありましたならば、進行していきたいと私は考えております。現在のところ、多少の産声といいたいでしょうか、その端くれはありますので、いろいろ考慮しておるところでございます。そしてそのときには、市議会の皆様方に諮っていただきまして進めていく考えでありますので、よろしく願いいたします。

それから、自治基本条例の制定につきましては、今現在のところはその制度はつくっていきませんので、よろしく願いいたします。

それから、バスの運行の効果、利用度というものは当然調査するということは申し上げましたが、それを皆さんの前に公開するというはなく、それに対していろいろの効果があるように最大の努力をしていくということでございますので、どうぞ御理解を願います。

議長（大原 功君） 次に、安井光子議員。

18番（安井光子君） 安井でございます。

私は、今回二つの問題について質問をいたします。よろしく願いします。

まず一つ目、安心して利用できる介護保険にするために。

一つ、介護保険料の大幅な値上げ、弥富地区の基準額は約30%、十四山地区では36%の値上げとなりました。税制改定による諸控除の廃止で大幅な負担増が高齢者に押し寄せていま

す。その具体的な例を簡単に申し上げますが、税制改正による介護保険所得区分がどのように変わったのか、その影響を調べてみますと、今まで税制改正以前の第2段階、第3段階の方は457人少なくなっております。そして、第4段階の方が487人少なくなり、その2・3・4段階の方が税制改正によって第5段階に移動して、第5段階の方は944人、第5段階の約44%の方が本人課税になっている実態でございます。まさにこの数字は、今まで非課税であった方が税制改正によって課税になり、介護保険、その他にも大きな影響、負担増が及んでいるということがよくわかると思います。2年間の激変緩和措置はありますが、負担増には変わりないと思います。負担が多くなっております。

先般、私どもが行った十四山地区の住民アンケートには、負担増により生活が困窮したり、サービスの利用が困難になった方たちの声が多数寄せられました。2人の例について御紹介いたしますと、Aさんの場合、70歳以上のひとり暮らし、月6万7,000円の年金収入しかありません。介護保険料は第3段階。第3段階になりましたのは、第2段階よりわずかに年金が多いために第3段階になっております。年間で3万1,500円、月にしますと2,625円です。このほかに国民健康保険税、6割減免がありますがかかっております。そして、持ち家ではありませんが、土地が借地であるために、月に約1万円強の借地料を払わなければなりません。これ等を引きますと、残り5万円強で食費、光熱水費、日用品費、御自分の医者代、それから仏さんの守りとか、そういうことをすべて賄っていかなければならないのですが、もうどんなに切り詰めて食費を減らしても、暗くなれば寝て電気代を節約しても、もうどうにもならないというお話でございました。

Bさんの場合は70歳以上のお2人暮らしで、夫は7万円の年金収入だけ、妻は無年金です。この方も、夫は介護保険料は第3段階、妻の方は無年金でも第2段階の保険料は払わなければなりません。国保税も、6割軽減でありまして支払わなければなりません。この方も、固定資産税と借地料で月6,500円ぐらいの費用がかかっております。2人で5万円弱、残り食べたり、すべてのことを賄っていくということは、Aさんと同様、本当に大変なことになっておるとい実態です。年寄り早く死ねということかと切実に訴えておられます。

Aさんの場合を見ますと、生活保護基準で試算いたしますと、衣食住、光熱水費、借地料等、その方によって計算の基準が変わってきますが、約7万2,000円に介護保険料、国保税、医療費などが上乗せされます。Bさんの場合も、生活保護費で試算いたしますと10万2,500円。これに介護保険料、国保税、医療費などが無料になりますが、計算では加算されるということになります。2人とも生活保護の基準以下の年金です。この方たちは非常に律義で、何とか生活保護のお世話にならずに暮らしていきたいというお気持ちが大変強い方です。しかし、年金は下がるし負担はふえるばかり、もう限界ですと訴えておられます。このお2人の方の例は、2人だけじゃなく、ほかにも少なくない人数でお見えになると思います。

質問いたします。

一つ、憲法や国税徴収法の趣旨に沿って、生活保護基準以下の人の保険料・利用料の減免、減額免除基準をつくるべきです。先日も三宮議員らが要求してこられましたが、いまだに実現していません。介護保険条例で、市長が特に必要と認めたとときの必要の基準を明確につくって、低所得者の減免制度を確立すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

二つ目、今、医療とか福祉とか制度が次から次へと変化しています。新しい制度に変わって、職員の皆さんも広報等で住民にわかりやすく知らせていただく御努力はされていると思います。しかしながら、ああこの広報の仕方はわかりやすいなあというときと、これはちょっと説明してもらわないとわかりにくい書き方というのがございます。住民の人からもそういう御意見を伺っております。介護、国保、障害者の自立支援、国民年金、医療費の一部負担の減免制度など、住民の立場に立って、わかりやすく情報を提供していただきたいと思えます。御努力はわかりますが、今後ぜひ一層の御努力をお願いしたいと思えますが、いかがでしょうか。

二つ目の問題です。介護保険の改定によって4月から7月に認定を更新された人は310人、そのうち要介護1以下の方は153人と聞いています。要介護1から要支援1・2に下がった人は50%です。今度の改定では、厚労省は軽度の要介護者の方々に対するサービスをより本人の自立支援に資するよう改善すると言っておりますが、軽度者のサービスを切り下げたり、介護給付費を削減することにねらいがあるのではないのでしょうか。要介護1以下の人たちは、10月から福祉用具、ベッド、車いすなどが保険の対象外となり、取り上げられます。対象者は何人で、市としてどのように対応されていますか、お答えください。

三つ目の問題は、二つ目の問題に関連しますが、厚労省は8月14日、福祉用具貸与費及び介護予防福祉用具貸与費の取り扱いについてという事務連絡文書を都道府県介護保険担当課に送っていると新聞では報道されております。留意すべき点がこの中に記載されておりますが、どのように指導、対応されていますか。

四つ目の問題は地域支援事業についてでございます。地域支援事業は三つの事業から構成されています。介護予防事業、包括的支援事業、家族介護支援事業、任意事業などございますが、介護予防事業はどのような内容で、何人ぐらいの参加で行われていますでしょうか。利用料はどうなっていますか。地域支援事業の財源は、介護保険会計から賄われ、上限が設けられていると聞いております。事業が充実すると介護保険料にはね返るという問題もあります。その点どのように考えておみえになるのか、見解についてお尋ねいたします。

大きな二つ目の問題です。蟹江・政成間の三重交通のバス停復活についてです。

十四山地区の亀ヶ地、善太橋バス停を復活させてくださいと、学生さんや通勤者、お年寄り、障害者など利用者からの切実な声が寄せられております。利用者の切実な声を集めた陳

情書が、利用者の有志の方から市長あてに出されていると聞いております。市長はごらんいただいていますでしょうか。復活を求めているバス停は、バスが運行しているコース内であること、車がない人、子供たち、お年寄り、障害者にとって、通勤、通学、通院、買い物をするための唯一の交通手段であること、東部のこの地域は食材などを買う店がなく、車や自転車に乗れない人はバスで飛島や蟹江へ買い物に行くしかないこと、蟹江駅までの道中、交通量が大変多く、歩道が完備されていないために、以前自転車の方がお2人、十四山地区の方ですが亡くなっております。こういう非常に交通量が多いなど、以上の理由で住民はバス停の復活を切実に求めています。

質問です。

一つ、市長は市民の陳情書をどのように受けとめられましたか。

二つ、7月31日、亀ヶ地のバス停は廃止するとの連絡、理由説明、相談は三重交通から市にありましたか。市はそのときどのように対応されましたか。

三つ目、地域住民にはなぜ廃止を知らせなかったのですか。バス停のポールに廃止の案内が三重交通の名前でつけてはありましたが、下に落ちていたために、8月1日、知らずにバスを待っていた人もいたと聞いております。

四つ目、バス停の復活にはどれくらいの費用がかかりますか。一たん廃止になった神戸のバス停は、偕行会リハビリ病院が利用者の要望にこたえて、平成17年度、旧十四山村の決算書にも出ておりますが、72万円を旧十四山村へ一般寄附金として出して、旧十四山村が路線バス運行補助金として三重交通の方に出しております。18年は、伺ったところによりますと、偕行会の方が直接三重交通に支払っていると聞いております。復活にはどれくらいの費用がかかるのか、この点についてお尋ねします。

五つ目、三重交通や関係町村とも折衝され、補助金を出してバス停を復活させ、住民の切実な願いにこたえていただけないでしょうか。

以上、質問を終わります。御答弁をよろしく申し上げます。

議長（大原 功君） 川瀬市長。

市長（川瀬輝夫君） いろいろとありますが、その中で特に制度の変更ということがございますので、それは誤解のないように、市当局、または組合当局それぞれの方面から一方的に上げたんではございませんので、制度の変更ということで、税制においてもしかりでございます。どうぞ、その点もお間違えのないようにしていただきたいと思いますと思っております。

特に介護保険の問題で、保険料の減免でございます。これは介護保険の条例に規定しておりますが、具体的な基準については、今後、他の市町村と足並みをそろえて把握し、検討してまいりたいと考えておるところでございます。

それから介護保険の制度でございますが、これもまたその趣旨に従って市独自の特例措置

を考えることはいたしません。当然、各市町村と同じような動向でいきたいと考えています。

それから、地域支援事業といたしまして介護予防のサービスでございますが、一般高齢者の施策と特定高齢者施策があります。引き続いて介護保険制度の健全な運営と適切なサービスに努めていただきますので、よろしく願いいたします。

詳細については、それぞれの担当課長から申します。

それから、バスの運行につきましては助役の方でお答えいたしますので、よろしく願いします。

議長（大原 功君） 介護高齢課長。

介護高齢課長（佐野 隆君） それでは、安井議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

基本は市長の方が申し上げましたので、細部について説明させていただきますので、よろしく願いをいたします。

最初に認定者数でございますが、6月現在で要介護1以下の方が491人となっております。これらの方のうち、福祉用具貸与を利用してみえる方は109人でございます。

次に介護予防サービスの内容ですが、一般高齢者施策としては、地域介護予防活動支援事業として、介護予防に役立つ人材育成のため、健康づくりリーダー養成講習、また「元気塾」と称して介護予防に役立つ基本的な知識の普及、啓発のための健康体操を交えた介護予防啓発事業を実施しております。特定高齢者施策といたしましては、現在、基本健診及び特定高齢者把握のための基本チェックリストをもとに選定作業の最中でございます。事業としては、低栄養改善事業、口腔機能向上事業などを実施していきたいと考えております。以上でございます。

議長（大原 功君） 助役。

助役（加藤恒夫君） この地域を走っております三重交通バスの関係でございますが、弥富市についてはかねがね議会の中でも御意見ございまして、廃止ということで福祉バスに切りかえ、今日に至っておるわけでございます。また、十四山につきましては、1カ所はその近くに福祉施設がございまして、この三重交通バスを利用させていただいてその福祉施設が成り立っているところがございまして、先ほどお話ありましたように、年間72万円をその施設が提供いたしまして、このバス停の存続をしているという状況でございます。

あと、別の、近い中で廃止になったところについて存続をとということで市民の陳情があったけれども、それをどのように考えているかということでございますが、基本的には三重交通も、非常にこの地域のバスについては採算が合わないということで今日に至っております。それぞれ順次路線バスの廃止に至っておるわけございまして、御指摘の件につきましても、1カ所については、施設側がその予算を捻出しまして、そしてそのバス停の存続をし

ているということをごさいますて、これを弥富市が受けて、それを三重交通の方にといいことになりますと、これは従来の十四山のやり方でごさいまするが、そういうことを考えてみますと、その近くに施設がないところについても要望が出た場合、それは市が肩がわりしなきゃならんとかいろんな問題がありまして、今回のこの特例については、直接福祉施設から三重交通の方へ払っているというケースでごさいます。そういうことをごさいますて、今後、それぞれバスが走っているんだけど、この地域に三重交通のバス停をふやしていただきたいということにつきましては、基本的に三重交通の方につきましては100%支援をしななければならないということをごさいますて、今実際、1ヵ所ふやすのにどうだという御意見もごさいました。1ヵ所ふやすことによつて、バスがストップし、また発進するといういろんな形でのすべての総合経費というものが72万円に当たるということをも三重交通側から聞いております。以上でごさいます。

議長（大原 功君） 安井議員。

18番（安井光子君） 再質問いたします。

市長から介護保険の減免制度について、近隣の町村ともよく相談してというお話がごさいましたが、市民の所得の低い人たちは待ったなしの対応を求めております。減免については、市長が必要と判断されたときには行うという内容になっておりますので、ぜひ具体的な中身を明確にして条例をつくっていただきたいと考えます。これを要望しておきます。

課長の介護に対する問題ですが、御答弁で、今回の要支援1・2、介護1の方の福祉用具の10月からの取り上げの問題でごさいまするが、人数についてはお話がごさいましたが、市の責任として、国の方でも機械的に取り上げてはいけないとか、いろいろ指導がなされていると思ひますが、市としてどのように対応しているのか、この点についてお答えがなかつたと思ひます。よろしくお願ひします。

それから、三重交通バスの問題でごさいまするが、市としては無理だという助役の答弁でごさいまするが、そのできない理由を明らかにしてください。それから二つ目は、弥富町での三重交通バスの廃止のときのように、それにかわる駅まで利用できる巡回バスを走らせてください。巡回バスの見直しにより、これをぜひ住民の願ひとして実現していただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

議長（大原 功君） 助役。

助役（加藤恒夫君） 三重交通のバスについては先ほど申し上げた形でごさいまするが、では今の巡回バスを一層充実したらどうだというお話でごさいます。これにつきましては、さっきのいろんな御質問の中でお答えをさせていたおるわけでごさいまするけれども、今の合併した中で、すべて弥富市が均等な形で巡回バスが動いているかということになりますと、決してそういう状況でないことは我々も分析をいたしております。しかし、現段階に

つきましては、バス3台を動かす中で最大の効果を図るということで今日来ておるわけですが、御指摘の件をいろいろ議論してみますと、バスの増車とかいろんなことも考えなきゃならない状況でございます。そういったことを考えてみますと、即これを見直すということはなかなか難しい問題がありますので、私どもとしては今検討はいたしておりますが、今後どのような形でこの解消を図っていくかということはもう少し時間をいただきたいと考えております。前向きには考えております。

議長（大原 功君） 介護高齢課長。

介護高齢課長（佐野 隆君） 御質問にお答えします。

福祉用具貸与費及び介護予防福祉用具貸与費の取り扱い等について、市の指導、対応でございますが、今般の制度改正後において、例外的に福祉用具貸与が必要である者に該当すると判断された者については保険給付の対象となるので、軽度者であることをもって機械的に保険給付の対象外とすることのないよう、こうした例外に該当するか否かについて確実に確認するよう留意するとともに、ケアマネジメントを担当する者に、保険給付の対象とならない場合の理由を利用者に対して丁寧に説明するよう指導しております。以上でございます。

議長（大原 功君） 安井議員。

18番（安井光子君） 三重交通バスの問題でございますが、再質問いたしましたバス停の復活はできないという理由について、きちんと明快にお答えをいただきたいと思えます。

議長（大原 功君） 助役。

助役（加藤恒夫君） お答えします。

三重交通そのものの経営でございまして、これをそのように実施するということになりますと、それに見合う予算を市として三重交通に支援しないとバス停が誕生しないという今の段階でございます。その中で、今までお話があったわけですが、基本的には三重交通も、先ほど申し上げましたように、やはり採算の合わぬところから廃止をしていくということで今日まで来ておるわけございまして、今の三重交通の復活論を我々が考えてみた場合、今日までいろいろ旧弥富の方も路線が相当廃止になりました。そういった全体なことを考えてみますと、今あるところだけをそのような体制に持っていくということは、今の時期的にそのような形で解決を図るということにつきましては、弥富市全体の三重交通の今日までの経緯からしてみますとなかなか難しい問題もございまして、御理解をいただきたい。

それから、今お話がありました一部の方の利用で1カ所72万円といったことも考えてみますと、福祉には先ほども答えたように費用対効果だけで割り切れない問題があります。やはり福祉というのは推進しなきゃならない一部の方に対する支援ということでございますので、なかなか費用対効果で割り切れない問題ということは十分我々もわかっておりますし、そのような考え方は現在持って進めておりますけれども、すべてそれぞれの要求のあるところに

バス停の復活ということについては、弥富としてはなかなかしがたい問題でございますので、御理解をいただきたいということでございます。お願いします。

議長（大原 功君） 昼を回りましたので、1時40分まで休憩いたします。休憩。

~~~~~

午後0時03分 休憩

午後1時40分 再開

~~~~~

議長（大原 功君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

中山金一議員。

16番（中山金一君） 中山でございます。

私は、平成19年度生産調整について3項目の質問をいたします。

日本の農業を取り巻く環境はだんだんと厳しくなるばかりで、農水省によると、2005年の農業就業人口は334万人で、10年前より19.4%減り、65歳以上が58.1%を占め、30歳以下は9.5%で、日本の農業は危機的な状況にあると言われております。弥富市の面積は48.18平方キロで、そのうち田が1,680ヘクタール、畑地が199ヘクタール、樹園地が12ヘクタール、合計1,893ヘクタールで、優良農地がたくさんあります。米価の下落対策として始められた減反制度も、今では集落営農を中心とした担い手を育てる制度に変えられようとしています。農業改革関連法の一つである担い手経営安定新法が6月14日に成立しました。これまで全農家を対象に、米などの生産に応じ助成してきた政策から、経営規模などを条件に担い手に絞り、直接支払い制度を導入するもので、これまでの価格政策から所得政策へと転換する戦後農政を大転換する内容だと報じられています。2006年までの3年間の生産実績を中心に、米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用バレイショなどに品目横断的経営安定対策として助成金が支払われ、経営体である担い手は一定規模の経営面積が必要で、個人や法人は4ヘクタール以上、北海道は10ヘクタール以上、集落営農組織は20ヘクタール以上のみを対象とするとします。新法は担い手以外の農家を切り捨て、選別と大規模化を進めるもので、日本農業を一層荒廃させかねません。やる気のある個人農家にも日の当たる制度が必要だと思います。

私の椏場地域でも、7月下旬に19年度転作地の取りまとめが行われました。18年度より約15アールふえていると聞きました。

そこで、市長にお尋ねをいたします。

質問の第1点目ですが、転作地の面積は18年度と比較すると19年度はどうなるのか。平成18年度予算説明で、生産調整推進対策事業補助金として10アール当たり3,000円で560ヘクタール、集団化補助金として10アール当たり7,000円で330ヘクタールを見込んで聞いていますが、どうなっているのでしょうか。各地ごとの転作は、平成18年度転作面積、転作

実績と比較してどうなっているのか、わかる資料があれば出していただきたいと思います。

質問の第2点目ですが、各集落の転作面積はどのような基準で、また方法で割り当てがされているのか。

第3点目ですが、平成19年度の集団転作助成金、個人転作の助成金はどのようになるのか、お尋ねをいたします。

議長（大原 功君） 農政課長。

開発部次長兼農政課長（早川 誠君） 中山議員からの御質問3点についてお答えをしたいと思います。平成19年度につきましては、現在まだ確定したことはございません。国の方ではまだ数字的にはこの11月ごろということ聞いておりますので、確たる数字等については今この場で申し上げることができません。ただ、御指摘のようにいろいろな制度の見直し等々がございますので、こういったものも示されてからの対応となってまいりたいと思います。

それから、先ほど言われました金額の助成金につきましては、市の単独助成でございます。これについてはまた今後とも上層部と協議していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

議長（大原 功君） 中山議員。

16番（中山金一君） 再質問ですが、市長は平成18年度施政方針の中で、農産物の自由化、従事者の高齢化や後継者不足など農業を取り巻く環境は厳しくなっていますが、合併により今まで以上に豊かな土地が広がりましたので、優良農地の確保、耕作放棄地などの有効利用の実現を図り、地場産業の育成に殊のほか努めてまいりますと表明がされています。日本の食糧自給率は世界の最低水準にあり、農家、農村だけの問題だけではなく、国民の生活基盤の根本にかかわります。地域性に基づく多様な農業形態があり、地域農業ビジョンの実現に取り組んでいます。大都市近郊では助成対象にならない中小規模農家が食糧生産の多くを担い、その保有する農地は防災や自然環境等に大きな役割を果たしています。景観は社会的利益とも言われています。このたびの改革は、そういう中小規模農家の間に混乱と不安を招いており、地域農業を支えるべき担い手づくりの取り組みにも影響を与えかねません。大規模営農を含め農家が何よりも願っているのは、農産物の価格の暴落に歯どめをかけ、食糧自給率の向上を図ることです。農産物価格保障を基本とした経営対策や、経営規模にかかわらず、すべての意欲ある農家を対象にした支援策をどう考えているのか、お尋ねをいたします。

議長（大原 功君） 市長。

市長（川瀬輝夫君） 農業の関係は農政課長の方で答えてもらいますが、大綱について申し上げます。

先ほどの御指摘のことですが、合併いたしまして、なお一層農地がふえました。その農地をいかに良好な形で展開していくかということが、一番の私たちの務めでございます。

す。それに対して、これから先、市街化区域の問題が出るでしょう。農地の転換をして市街化区域にするとか、またはいろいろな利用価値もあるかと思えますけれども、今後、地域住民の皆さんと相談しながら開発していきたいと考えております。集団転作が今続いておりますが、当分の間はそれで続けていきたいというふうに考えています。集団転作と申しましうか、この方策が今のところはとられておりますので、皆さんに再度申し上げます。

議長（大原 功君） 原沢久志議員。

31番（原沢久志君） 原沢です。

それでは、許可を得ましたので一般質問をさせていただきます。

私は、今回1件、障害者自立支援法本格実施を目前にしてということで質問をさせていただきます。

本年4月1日、障害者自立支援法が一部始まり、作業所に通ったり、医療や福祉サービスを使うごとに利用料の1割負担が始まりました。そして5ヵ月がたちました。始まったばかりの障害者自立支援法のもとで、深刻な出来事やこれからの心配がどんどん広がってきております。10月から本格施行となっておりますが、弥富市の準備状況はどのようになっているのか、まずお伺いをいたします。

一つ、障害程度区分の認定作業については、調査は何%、何件進んでいるのか、その審査状況は何%か、医師の意見書の状況はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

2点目に、支給決定の基準づくり、厚生労働省の指針はどのように示されているのか、お伺いをいたします。

3点目は、障害福祉計画の策定、準備状況と計画づくりへの障害当事者、関係者の参加の保障、聞き取り状況等についてお伺いをいたします。

4点目といたしまして、地域生活支援事業要綱と実施細目、利用料設定についてお伺いをいたします。移動支援、地域活動センターの利用料について、国の負担上限を上回った場合は償還払いとすることや、負担は本人所得をもってすること、負担限度額の設定についてどのように考えておられるのか。また、弥富市独自の減額制度をつくることを求めたいと思いますが、どのようになっているのか、お伺いをいたします。

第5点目でございますが、地域での障害者・児の生活を後退させない点での確約についてはどのようになるのか、お伺いをいたします。

第6点目といたしまして、障害者団体や父母会などから要望書、陳情書等が出されていると思いますが、どういう状況になっているのか。また、その対応についてはどのように行っているのか、お伺いをいたします。

次に項目が変わりますが、小規模授産施設は今後生活支援事業に組み込まれることになっておりますが、今後の運営についてはどのようになるのか、説明をお願いいたします。

一つ目といたしまして、利用料金の設定、経営規模についてお伺いをいたします。

2 点目といたしまして、現在の弥富市福祉授産所の定員規模は19人で、通所者19人、十四山福祉授産所は定員規模9人で通所者7人となっております。弥富の福祉授産所の通所希望者は平成16年度には19人となり、定員規模が19人までふえたため、定員がいっぱいという状況になりました。平成17年度も佐織養護高等学校高等部を卒業した方2人の入所希望があり、この人たちの受け入れのため、これまで通所していた2人の方に退所をお願いし、新卒者の通所を凶ったと聞いております。退所させられた通所者の家族の方たちは、その後どのようにしているのでしょうか。どう思っているのでしょうか。行政は、そういう方たちの状況について内容を把握しているのでしょうか、お伺いをいたします。平成18年度も佐織養護学校卒業生等の新規通所の希望者があるかと思いますが、十四山との合併により、十四山福祉授産所の定員枠に2名のあきがあり、利用通所者の退所をお願いしなくても何とか受け入れができたと聞きます。通所関係者から、来年は私たちはどうなるんだろうか、再来年はどうなるんだろうかというような心配の声を聞きます。平成19年度の通所希望者の状況はどのようになっているのか。定員規模はふやせないのか。また、ふやせないとするならば、その理由などについてまず説明をいただきたいと思います。よろしくお伺いをいたします。

議長（大原 功君） 川瀬輝夫市長。

市長（川瀬輝夫君） 平成18年10月1日から本格施行されます障害者の自立支援法におきまして、各自治体にいろいろの問い合わせがございました。その状況の中でございますが、介護給付を受ける方の認定作業につきましては、おおむね80%審査が終了しておりますところでございます。

次に小規模の施設でございますが、障害者の自立支援法によりまして、平成18年10月1日から5年間の間に新体制へ移行するということになっておりますところでございます。

なお、詳細につきましては福祉課長から答弁していただきます。

議長（大原 功君） 福祉課長。

福祉課長（横井貞夫君） 御答弁申し上げます。

御質問の1につきましては、その概要につきましてただいま市長がお答え申し上げましたので、2番目の御質問の厚生労働省の介護給付、訓練等給付の支給基準の指針から御説明を申し上げます。

厚生労働省の介護給付、訓練等給付の支給基準につきましては、現在示されておられません。

次に障害者福祉計画の策定状況でございますが、現在、障害福祉計画サービス見込み量（暫定値）の集計作業中でございます。平成18年4月に策定されました弥富市障害者計画は、障害者自立支援法に基づく障害福祉計画を一体的に包含するものとして策定されており、今後サービス量を織り込んで障害福祉計画を策定させていただく予定でございます。

次に、4番目の御質問の地域生活支援事業につきましては、3障害の相談支援事業と手話通訳者派遣事業及び要約筆記者派遣事業の3事業について実施要綱を定め、利用料を無料で実施させていただいています。

次に、移動支援事業、日中一時支援事業、地域活動支援センターの3事業につきましても、同じく実施要綱を定め、原則費用の1割を御負担いただき、負担上限を設定せず実施させていただく予定でございます。なお、現在、市独自の減額制度につきましては考えておりません。

次に、地域での障害者・児の生活を後退させない点での確約をとのことでございますが、障害者自立支援法の柱の一つが、障害者の皆様も一緒になってこの制度を支えていただくことになっております。が、各種の減免制度が設けられており、これらの制度の適用に遺漏のないよう、十分配慮させていただきたいと思っております。御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

次に、障害者団体や父母の会などからの要望書や陳情についてであります。各種団体から要望をいただいております。その要望を考慮しながら事業を推進させていただきたいと考えております。

続きまして、授産所関連についてお答え申し上げます。

市長が先ほど少しお話をさせていただきましたが、弥富市福祉授産所につきましては、諸般の事情を考慮しつつ、原則費用の1割を利用者に負担いただき、定員を10名程度増員し30名とし、障害者自立支援法の認可事業所に移行していきたいと考えております。

次に、平成17年度に入所していただけなかった2名の方について御質問でございますが、うち1名の方は御自宅で、もう1名の方は民間の作業所に通所されていると伺っております。平成19年度の新規の通所希望者でございますが、2名あると聞いております。

以上、お答え申し上げます。

議長（大原 功君） 原沢久志議員。

31番（原沢久志君） 再質問をいたします。

まず最初に課長の方にお伺いしたいことで、最初の1件目のことにつきましては、審査件数約80%ということで市長から答弁をいただきましたが、件数的にはどのようになっているのか、再度教えていただきたいと思います。

次に二つ目の質問でございますが、これにつきましては、介護給付、訓練給付について厚労省から支給基準がいまだに示されていないということでございますが、これでは担当者はどうしたらよいのかと頭を抱えているのが現状ではないかと思っております。このままでは10月からの新支給決定ができず、新支給決定をおくらせることになると思っておりますが、このことについてはどのようなことが起こるのか。厚労省の方はいまだに基準を示していないわけですが、

これについての事務方としての問題点等につきまして、想像できることにつきまして説明をいただきたいと思います。

次に3点目の質問でございますが、現在、障害者福祉計画の進行状況につきましては、県とのヒアリング等の打ち合わせが行われてきていると思いますが、現在どのような状況のところまで来ているのか、もう少し詳しく説明をいただきたいと思います。

4点目の質問でございますが、今回この内容につきましては実施要綱で事業を進めていくというふうに報告しておりますが、私たち議員といたしましては、どういうことが実施要綱で決められてやろうとされているのか、皆目わからない状況であります。10月実施ということでございますが、こういう時期でありますので、実施要綱につきましては速やかに議会、議員に、これはこういう内容で実施するんだという形を出していただきたいと思います。この問題については6月議会でも、本来なら条例で9月議会で提案をしたいというように発言をしていたわけですが、今回実施要綱というふうに変更になってきましたが、内容についてはいずれにいたしましても10月1日実施という差し迫った内容でございますので、この実施要綱については早急に議会、議員の方に示していただきたいということを要求いたします。

次に、市長の方にお伺いをいたしたいと思います。

今回の答弁の中では、3事業は無料、他の3事業は原則1割負担で、負担上限額は設定せずの方針であります。この答弁につきましては再検討をしていただきたいと思います。川瀬市長は福祉には力を入れておるというふうに自負をし、またきょうのこの一般質問の中でも、中学卒業までの乳児医療費無料化という問題について前向きに取り組む姿勢を表明いたしております。ですから、こういう立場で物事を考えるとすれば、この点につきましても十分に再検討をすべきだと思います。

どういうことかといいますと、私も今回、地域活動支援センターにつきましては、弥富市では民間に委託をお願いしたいということで、事業を実施する方向と伺っております。

それで、そういった委託事業を実際に受けようとする事業所では一体どのぐらいの費用がかかるのか、その施設に行って、職員の説明を聞いてまいりました。そうしますと、例えば施設利用料の1割負担ということで、約500円ちょっとかかるというようなことでございますし、送迎の利用料につきましても1割負担で約150円、そして入浴につきましては加算ということでカウントされ、現在400円ほどいただいております。それから、食事代はこの4月から全額個人負担ということになったわけですが、約800円の食事代になるということでございます。これは食事の実費代と、人件費等も今回ここに加えることになるので、食事代が若干高くなっておりますという説明であります。そうしますと、トータル1日、その施設に通うことにより1,850円かかります。これが例えば22日かかったとしますと、4万700円という、単純な計算ですが費用がかかることとなります。

それから、放課後等の児童デイサービス事業も、この弥富市の児童はどのようにかかわっているのだろうか、ある一つの施設を訪問いたしました、そこでは児童デイサービスに通っている方の8割が弥富市の児童だというふうに伺ってまいりました。そして、費用につきましては、施設利用料が1割負担で約500円。今回の自立支援法で負担が低く見積もられた関係で下がりますが、約500円。それから送迎の利用料が1割負担で約100円というようなことで、1日600円、これを22日通ったとしますと1万3,200円というような費用がかかります。

それと、施設の問題で、いろいろと施設によって違うんだなあということを感じるの、例えば十四山の福祉センターでは、介護保険法に基づく方たちと同じように、障害者の方たちもこの十四山の福祉センターのデイサービスでは受け付けをして、そういった対象者の方が利用されてきております。ここでの負担料金はどうなっておるか伺いますと、施設利用料では約500円から550円近く、そして食事代が400円で、今度の自立支援法で約440円というようなことで、1日通うと1,000円弱というような形で、このデイサービスセンターの費用負担がかかることになってきております。

このように、同じような知的、身体介護が必要なデイサービスの方たちも、施設に行くことによって負担が変わってくるというようなことが現実生まれてきております。そして、これまで介護給付、訓練等給付、自立支援医療などでは、所得の段階、福祉では低所得1の方は1万5,000円まで、低所得2の方は福祉で2万4,600円と、このように非課税世帯等につきましては単価の上限を決め、これでも国の基準では高過ぎるということで、全国各地でこういったところに対して単独の補助制度を設けている自治体が、現在次から次へと生まれてきている状況であります。そういう点から見ましても、この弥富市でも市の責任でこういった問題についてはきちんと取り組む必要があると思います。地域生活支援事業での限度額の設定や減免補助制度については、私はどうしてもつくって、見直しを図っていくべきだというふうに考えますが、川瀬市長、この点についてはいかがお考えでしょうか、お伺いをいたします。

次に、川瀬市長に5の点についてお伺いをいたします。

障害者の後退ということはさせないという確約についてでございますが、これについて今回の答弁では、そういった障害者の方も含めて全員が今回の自立支援法をやっていこうというようなことで参加しているというふうに言っておりますが、国民の責務ということで、自立支援法第3条で、すべての国民はその障害の有無にかかわらず、障害者が有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活、または社会生活を営めるような地域社会の実現に協力するよう努めなければならないというように定めているところでございます。これにつきましても、今自立支援法の問題点が次々明らかになってきている中で、こういったことにつきまし

ても根本的な解決を求めることももちろん重要であります。まず市でやることについて検討することが大事だと思います。この点について再度お尋ねをいたします。

また、授産施設についてでございますが、先ほどの答弁では、近々この施設については見直しをし、10名ほどの増員を図り、自立支援法の認可事業所に登録をして、1割負担というような形で今後運営をとというような方向が示されましたが、私が今回考えていただきたいと思うことは、今弥富市の、また十四山の方の授産施設に通う方は比較的障害の程度が軽い方が作業に従事されているわけでありまして、ですから、もう少し重度の障害者というのは、今自立支援法が認可しているような事業所に通わざるを得ない。ですから、現在そういった方たちは1割負担、そして先ほども言ったように、食事代は人件費を含めた負担を頼みますよということで、相当な金額を現在既にそういった施設に通うことによってこの4月から支払うように変わったわけなんです。ですから、軽い方には、今まで無料だったから市が引き続き無料でやりますよと。これは大変すばらしいことでございます。ですから、私が言いたいのは、障害の重い方でもそういった無料の制度が引き続き実現できるように、弥富市としても考えていただきたいということを強く訴えるものであります。その点について、市長の再度の見解をお伺いいたします。以上です。

議長（大原 功君） 市長。

市長（川瀬輝夫君） 障害者自立支援法でございますが、これは新しい制度でございますけれども、各事業が円満に実施できますように、現在準備を進めて、また整えているところでございます。先ほど言いましたように新しい制度でございますので、事業の推進とともに御理解を賜りたいと思っております。

それから授産所の問題でございます。福祉授産所に通所している人がおりますけれども、知的なものがあって、なかなか思うような仕事がないようございまして、そういう意味で、工賃と申しますか、給料もいろいろなことを考えていくんですけれども、それを楽しみにして、そして生きがいにしていただいておりますので、最も単純作業ですが、その方向で行っていると。自立支援法の認可事業所に移行するときには、通う生徒のためにこれからの点を配慮させていく必要があると考えておるところでございまして、今後いろいろな方向で、まだ手探りの状況でございますけれども、的確なものをつくりながら方法を考えていきたいと思っております。

議長（大原 功君） 福祉課長。

福祉課長（横井貞夫君） お答え申し上げます。

介護給付を受ける方の障害区分認定の作業でございますが、申請件数は60件でございます。審査済み件数は50件が終了しており、残りにつきましては9月中に終了する予定でございます。また、医師の意見書の状況につきましても同数でございます。

次に、障害者団体や父母の会からの要望や陳情でございますが、弥富市福祉授産所保護者会からは、授産所の将来についての情報や授産所の定員増などの要望があり、情報提供につきましては、福祉課の職員が保護者会に出席させていただく等で対応させていただいており、定員増につきましては先ほど御答弁を申し上げたとおりでございます。

次に、聴覚障害者協会からは手話通訳者派遣事業の無料化、愛知県難聴・中途失聴者協会からは要約筆記者の派遣事業の無料化、日本盲人社会福祉施設協議会からは点字図書給付事業の継続要望がございました。

次に、新規の支給決定につきまして、決定をおくらすことなく、今までの支給量を基本といたしまして、必要があれば支給量を調整してまいりたいと考えております。

続きまして、県の障害福祉計画のヒアリングでございますが、詳しい日程はまだわかっておりませんが、10月中に実施されると聞いております。

それから実施要綱についてお尋ねでございますが、現在実施要綱の策定作業を急いでいるところでございます。策定が済み次第お示しできると思っておりますので、いましばらくお時間をいただきますようお願いを申し上げます。以上でございます。

議長（大原 功君） 原沢議員。

31番（原沢久志君） 再々質問をさせていただきます。

私、本当に市長さんにわかってほしいなあと、また担当の部署の方たちにもわかっていただきたいなあとと思うのは、それぞれの障害を持つ方たちが現在施設に通所や入所されているわけですが、こういう方たちが実際にどのような負担をしているのか、そのことをやはりきちっと把握していただきたい。そして、そういう障害を持つということによって、所得というのは健常者に比べて本当に低いし、あるいはまた障害ゆえに障害年金だけで生活せざるを得ないというような低所得の方がどうしても多くなるわけなんです。そういう方たちでも本当に健常者と同じような状況で生活を保障しようという今回の自立支援法もできておりますし、また弥富市の障害福祉計画でも、そういう立場から福祉計画を策定するというふうにこの計画としてはなっているんです。ですけれども、そこに心がなかったら、そういうふうにはならないと私は思うんですね。ですから、本当にそういう心をつかむためには、実態を把握するというのを抜きに、そういった補助も減免制度もつけれないと思います。ですから、市長の方で、前回の介護度の認定については郡内のよその実態を調べよということをおっしゃっていただきました。そして、この弥富市でも検討することを市長さんは約束してくれました。ですから、この自立支援法の関係でもそういった立場で、不満があるということで、どこか問題はないのか、ないということなら別にいいんですけれども、やはり福祉を自信を持ってよそに訴えようということからすれば、そういったそごのないように実態把握をしていただきたいというふうに思います。そういう点で、市長はどう考えておるのか。把握はも

う既に終わっているのかどうか。把握してないとするならば、把握していただきたいということでお伺いをいたします。

次に、実施要綱ができた段階で議員の方にお示ししますということですが、いつまでにつくって議員の方に示してくれるのか。日にちはもうないわけなんですね。ですから、いつ示してくれるのか、その点についても明確な答弁をお願いいたします。以上でございます。

議長（大原 功君） 市長。

市長（川瀬輝夫君） この授産所にも入っている生徒諸君といいましょうか、児童といいましょうか、また歳をとって30幾つ、40という人もいらっしゃいますが、このお子さんといいましょうか、生徒といいましょうか、それらの状況を見ておりますと、まことに痛々しく、私たちもときどき見ておりますが、そう感じております。何とかして満足するようというふうに、相当頑張っておるところでございます。

また、新しい障害者の法ができて、今作成中でございますけれども、その要綱につきましても今いろいろ検討しております。できるだけ沿うように、私たちが頑張っていきたいなということでございます。そして、御父兄の方、保護者の方の負担が軽減するように最大の努力をしていきたいと考えておりますが、またいろいろな面で調査いたしますとプライバシーという問題がございますので、そこら辺のところもよく勘案して調査しなくちゃならないということがございますので、いましばらく待っていただきたいと思っております。

議長（大原 功君） ここで40分まで休憩いたします。

~~~~~

午後 2 時25分 休憩

午後 2 時38分 再開

~~~~~

議長（大原 功君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

杉浦敏議員。

1 2 番（杉浦 敏君） 通告に従いまして2点質問いたします。

まず、住民税の減額免除についてであります。国の税制改正の実施によりまして、65歳以上の高齢者、年金受給者を中心に老年者控除の廃止、公的年金控除の縮小、高齢者の非課税限度額の廃止などの影響で、多くの方がこの6月からの住民税負担が大幅にふえており、「収入がふえてもいないのに住民税が去年の5倍になった」「去年は非課税だったのに住民税が課税された」などなどの悲痛な声が寄せられております。弥富市では、この三つの影響で住民税の増税になった方が2,900人に上ると聞いております。さらに、住民税が課税されることにより、介護保険料の段階区分が上がる、介護サービスにおける施設での食費、居住費の自己負担限度額が適用されないなどの影響を及ぼし、また保育所の保育料の算定も変わ

ってきます。住民税の値上がりが重層的に他の行政サービスの負担増にもつながっているわけであり、また、定率減税の半減が既に実施され、来年には廃止が決まっておりますが、これらのことは高齢者のみならず、現役世代の人たちにも大変深刻な影響を及ぼします。

こういった制度上の問題から、低所得者の人を中心に生活実態を無視した課税がされたり、生計費非課税の原則に反するような事態も起きており、今、少しでも現実の住民負担を軽減するために、弥富市として可能な限りの手を尽くすことが求められています。憲法の規定や地方自治法でも、住民の福祉を守り、増進させるということが市町村の役割としてうたわれており、この観点からも、市町村の責任で実効性ある住民税の減額免除制度を確立することが必要であると考えます。

例えば地方税法の 323条などでは、「その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、市町村民税の減免をすることができる」などの規定がありますが、こういった趣旨にのっとり、弥富市税の減免に関する規則をより住民の生活実態に見合ったものに整理していく必要があると考えます。

問題点としては、例えば減免の規則の第 2 条、表の 2 から 4 であります。この 2、3、4 というのは、いずれも前年中の総所得金額 180万円以下という制限がついております。とりわけ表 3 の内容を簡単に申し上げますと、失業して雇用保険の手当をもらうという状態になった人につきまして、控除の対象となる配偶者、または扶養親族がある場合に、なおかつ前年中の総所得金額、これは要するに給料から給与所得控除を引いたものですが、これが 180万円以下のときに住民税の所得割の半額が減額されるという内容であります。収入からサラリーマンの必要経費と言われます給与所得控除を引いた額が 180万ということですが、これは大体税額の計算上では、その他の基礎控除や人的控除などを引いた額でありますから、給料の額で言いますと大体 283万 2,000円という額になってまいります。しかし、実態として、これは平成14年の数字なんですけれども、政府の調査では民間の事業所に勤める平均給料が男性の場合で 540万 9,000円と言われておりますので、この 283万というのは男性の平均給与の半分に近いということでありまして、大変実勢にそぐわないものになっております。こういう制限がありますと、減免規則が利用できる人がほとんど限られてしまうという状態にもなってまいります。なおかつ、これは独身の方では対象とされないということですから、極めて不完全な制度ではないかと私は考えます。

今社会的問題にもなっておりますが、格差社会ということが言われております。ある調査では、日本の全世帯の23%、4世帯に1世帯が預貯金がゼロであるという状況だと言われておりますけれども、何かあったときに非常に困るという方が大変ふえているわけであり、そういった意味におきまして、この 180万円という規定が実勢にそぐわないのではないかと思います。

あるいは二つ目に、この減免規則の第2条の7には「何々と該当すると市長が認める者」ということが書かれておりますが、こういう減免規則はとりわけ担税能力の乏しい人に積極的に適用されるべきであり、生活保護基準や国税徴収法の差し押さえ禁止の基準などを参考に、だれが見てもわかるような明確な基準をつくる必要があるかと思いますが、いかがでしょうか。

そして次に正確な申告、各種控除などをきちんとすれば、納める税額が下がる人もいます。わかりにくい税金の仕組みを、市民、とりわけ高齢者が何もかも理解しているわけではありません。納税者が間違えないように、税の制度が自覚して守られ、納めるべき税金は納め、納めずに済むものは納めなくてもいいように、市民をきちんとサポートしていく責任が市町村にはあると思います。適用できる制度をきちんとお知らせし、市民が気楽に何でも相談できるような可能な限りの工夫をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、航空機騒音についてであります。

この問題を私はもう何回も取り上げておりますけど、先日も一部住民からの希望もありまして、教育課の方をお願いをいたしまして、大藤小学校の屋上にあります騒音測定器の説明を受ける機会を設けていただきました。中部国際空港の担当者から、この騒音測定器の説明、環境基準として使われているうるささ指数（W E C P N L）とは何なのか、この説明を受けましたが、同行した住民の中から、「環境基準はクリアされているというが、やはりうるさい」「ボーイング 747など大型の航空機が通過するときには、航空機の腹がはっきりと見えるくらい近くに見え、特にうるさい」という声がありました。セントレアの方の説明では、747というのはエンジンが四つついているそうなんです。翼の幅が80メートルあるということなんですけど、セントレアの方も認めていました、うるさいというのは。

それから、「夜遅くにも大きな音を出して飛んでいく飛行機がある。このままどんどん飛行機の数が増えていくのではないかと心配だ」という意見が出されました。説明の中で、夏場の昼間の時間帯、南向き運用の比率が、当初セントレアから発表されておりました20%という数字を大きく超え33%に上っているとの話がありましたが、この数字を見ましても、中部国際空港が開港してこんなにうるさくなるとは思わなかったという多くの住民からの苦情が裏づけられるのではないのでしょうか。

そこで、まず1としまして、希望する住民を対象に住民説明会を開催していただきたい。その中で、どういった理由で夏場のこの時期に、この弥富市及びその周辺の航空機騒音が激しくなるのか。特に騒音の大きい大型航空機を中心に、弥富市及び周辺地域に飛来する航空機数を減らす手だてはないのか。現在、夜23時までとなっております昼間の運用時間をもっと早く切り上げることができないのか。この先、貨物便の航空機がふえるとも聞いておりますが、その需要予測などを中心に説明をお願いしたいと思います。

そして二つ目に、電波障害の対応につきましては広報に一度掲載されたことがあります、詳しい具体的な内容が周知されておりません。住民にもっとわかりやすい説明をすべきではないでしょうか。

以上、御答弁をお願いします。

議長（大原 功君） 税務課長。

総務部次長兼税務課長（佐藤 忠君） 住民税の減額免除についてお答えします。

市民税の減免については、地方税法 323条の規定によりまして、弥富市では弥富市税条例第49条及び弥富市税の減免に関する規則第2条及び第3条で、それぞれの区分に応じ減免規定を設けております。弥富市税の減免に関する規則第2条の表中「前年中における総所得金額等が180万円以下の者」が現在の経済情勢にそぐわないのではないかと御質問でございますが、愛西市は180万円以下と本市と同じでございますが、津島市、蟹江町は規則・規定をつくっておりません。こうした状況を見ましても、特に本市の180万円以下が低いとは考えておりません。

また、市民税の減額規定は、災害による減免を除き、7項目に分類して定めています。規則第2条第1項第1号の生活保護法の規定による生活扶助、教育扶助、住宅扶助、または医療扶助を受ける者から、第7号の前各号のほか条例第49条第1項第2号及び第7号に該当すると市長が認める者までの7項目がございますが、ここでは特に第7号を、生活保護基準のような明確な基準づくりを議員から求められておりますが、一人ひとりいろいろな状況が考えられますので、今のところ作成する考えはありません。

次に、減免制度の周知につきましては、地震、風水害、火災等の災害により被害を受けた者や、所得が激減し、生活が著しく困難となった者等を救済する制度でありますので、電話や窓口相談、確定申告等の機会を通じて周知してまいりたいと思います。以上です。

議長（大原 功君） 総務部長。

総務部長（北岡 勤君） 航空機騒音についてお答えさせていただきます。

住民説明会を開催してほしいということでございますが、御希望がございましたら区長を通じて申し出ていただきたいと思います。空港会社の方に要請をしてまいりたいと思います。以上です。

議長（大原 功君） 杉浦議員。

12番（杉浦 敏君） 住民税の減免についてであります。今の課長のお話から、180万円という基準は変えない。また、第2条の7の、要するに基準はつくらないでやっていくというお話なんでありまして、先ほども私申し上げましたように、あるいは安井さんから介護保険のことでちょっとお話があったんですけども、今の経済情勢が本当に所得の低い方にとって厳しい状況にあるということで、地方税法という法律では、当該市町村の条例の定

めるところにより市町村民税を減免することができるという規定があるんですね。このできるといふのをどのように市長、もしくは市当局の皆さんがとらえてみえるかということだと思ふんですね。減免することができるというの、やってもやらなくてもいいよということではないと私は思います。先ほど市長は税制が変わったと、仕方がないという話をされたんですけども、今の税制のもとにおいても、例えば均等割というのには住民税は4,000円なんですけれども、この税額を変えるとか、あるいは住民税の税率を変えということは、法律で決まっていますから変えられないんです。

しかし、あえて323条に、条例の定めるところにより市町村民税を減免することができるという規定があるわけです。ですから、これは自治体の裁量で、困った人がいればこの規定を適用して減免ができるよと。であれば、やはり明確な基準をつくって、いわゆる最低生活の保障をしていくということが本当に市町村の責務としてやれるような地方税法の規定でありますから、これを積極的に使ってほしいなと思ふわけです。別に住民税を減免したって国からペナルティーがあるわけでもありませんし、どんどんやってくださいという意味だと私は思ふんですけれども、本当にそうですよ、これは。やはり住民の生活実態に見合ったものにする。それで明確な基準をつくるということが、だれが見てもわかる制度はつくる必要があると思ふんですけれども、その辺、市長の御見解をお願いします。

議長（大原 功君） 税務課長。決まった条例を変えるわけにはいかんでしょう。はっきり言ってやりなさい。

総務部次長兼税務課長（佐藤 忠君） 先ほど答弁いたしましたように、今のところ作成する考えはございません。

議長（大原 功君） 次に、三宮十五郎議員。

32番（三宮十五郎君） 通告に基づきまして、談合問題について市長の見解をお尋ねしたいと思ふます。

まず最初は、海部地区環境事務組合に対する住民監査請求に対する、市長として、また組合管理者としての基本的な見解についてお尋ねしたいと思ふます。

平成6年4月から10年9月17日まで全国で建設されました通称弥富工場と言われております環境事務組合の八穂クリーンセンターを初めとする87件のごみ焼却施設——三菱重工などがつくったものでございますが——のうち60件は公正取引委員会の審査官が違反対象工事としておりまして、11年8月13日に排除勧告がなされ、その後25回の審判が平成17年までに行われ、さらに18年6月27日に審判審決が行われました。この間に既に13の訴訟が起こされ、6件の地方裁の判決が出ておりますが、そのうち5件は、住民が管理者や施工者を相手にいたしまして住民監査請求を起こして、それが棄却された段階で訴訟を起こしまして、住民側勝訴となっております。横浜市は、この判決が出た後、市の責任を回避するような控訴

をせずに、住民訴訟を支援することを市として決定いたしました。7月21日には中日新聞の社説に、こうした談合問題については、市民運動やオンブズマンが全国で頑張っているけれども、これは本来行政の責任でもっと積極的にやるべきだという社説を掲載したこともありましてか、その後、名古屋市はオンブズマンが起こした住民監査請求に対して、市として10%の賠償を求める要求を起こしました。

私どもは、中日新聞が社説を掲載したたまたまその日に、環境事務組合が三菱等に対して約2割に相当する49億円余りの損害賠償の請求をすることを勧告するように住民監査請求を起こしましたら、その後9月1日付で管理者 川瀬輝夫市長の名前で、三菱重工等に対して損害金の1割と利息を含めて29億7,800万円余りの損害賠償の請求を起こしたという通知が組合議会議員に送付をされております。いずれにいたしましても、組合が損害賠償を事業者に対して起こしたということでございますので、今後は誠実にこの請求を行い、管理者であり、同時に弥富市の市長として、こうした工事分担金を皆さんの血税で負担した者として損害を回復させる責任が発生しておりますが、ひとつ毅然としてこの対応を進めていただきたいと思います。

特にこれからは9月14日に大阪高等裁判所が2審判決を出しますが、ここで恐らく住民勝訴が確定すれば、多分この全国的な裁判というのは、事業者に対して損害賠償を求めるという方向に大きく動き始めると思いますが、そこで、せっかくそういう流れをつくったのは、私は全国の市民運動やオンブズマンと同時に、公正取引委員会がこうした官製談合と言われるような問題に厳しく踏み込んで頑張っていたことと相まって起こっていると思います。必ずこれを住民側や行政の勝利に導くということは、非常に大きな意味を持つものがございます。ただ、三菱重工等もこの公正取引委員会の決定を不服として、今高等裁判所に控訴して争っている最中でありますので、両面で勝利をしなければ多分この損害賠償は確定しないと思います。したがって、本当にそういう能力のある、また住民の税金をむだ遣いしない訴訟をやるかということは今後組合の責任にかかってくると思います。

そこで、ぜひ川瀬市長の見解をお伺いしたいんですが、今の組合顧問弁護士というのはもともと刑事事件を主に担当されてきた方で、民事については、現在の組合が行っている訴訟でもよく負けている方であります。非常に専門的な知識と能力を要する訴訟でございますし、同時に弁護士の報酬というのは規定によりますとびっくりするぐらい高く、例えばこの29億7,800万円余りを訴訟いたしますと、規定料金では約6,300万円の着手金が要ると。勝った場合には成功報酬としてこの2倍払うというふうになっておりますが、この報酬が今自由化されまして、入札その他の方法でできることにもなっておりますし、特に全国で今日までこの裁判を支えてきたオンブズマンやそういう関連の弁護士さんたちは、ほとんど手弁当で実費に近いような形でやってきております。大切な皆さんの財産を守る、しかもまだ幾つか

の訴訟が関連しますので、確実に勝てるかどうかもわからないという状態のもとで訴訟に多分入ることになると思いますが、ぜひ組合の負担の少ない、関係市町村の負担の少ない訴訟費用で済む、同時に確実に勝訴が見込める可能性の高い能力のある弁護士をこの担当にするための積極的な展開をされることを強く望みますが、御見解をお伺いします。

それから、それと関連いたしまして、名古屋市は工事契約書に従来談合違約金は10%という規定を設けておりましたが、今回20%に引き上げました。瀬戸市も同様の措置をとっておりまして、ぜひこれは実際にこういう実害が発生いたしました環境事務組合、あるいは弥富市におきましてもそういう改正をいたしまして、談合を許さないという全国の流れをさらに前進させる積極的な役割を当市としても果たしていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

それから、弥富市の工事請負等の改正についてお尋ねをしたいと思います。

17年度に弥富町が行いました一般土木建築事業の発注件数は、入札調書によりますと41件であります。また、公共下水道の発注は11件でございますが、これを、17年度ですから弥富町内の指名競争入札の指名願を出してありまして、市が土木、または建築の一般的な資格があるということで認めた事業者というのは、私がいただいた資料では30事業所（個人の場合は「者」）というふうになっておりますが、実際には下水道を含めた一般工事が19事業所に265回の入札指名を行いまして、発注した52件中51件を弥富町内の事業者が落札いたしております。これは、能力と資格のあるすべての事業者に公平、公正な入札機会を保障されて、また実際に十分競争が担保されるようなことが行われた中で、町内の業者の皆さんが頑張っで落札をされたということでございますたら大変喜ばしいことでございますが、残念ながら実態はそうっておりません。私は、皆さんの税金によります公共事業は、公正な競争、町内の事業所には入札資格に応じた参加機会が平等に保障されることがなければならないということをかねがね改善を求めてまいりました。それは、土木建設の双方、またはいずれか一方だけの入札資格しかない事業者や、特殊な資格、事業所の大小などもありまして、機械的な平均化を求めているものでないことは明らかであります。

実は、町が資格があると認めたこの35事業者のうちで、今申し上げましたように19事業所しか年間指名入札に参加されておりませんので、16社はただの一度も指名入札に参加をすることができませんでしたし、指名を受けたもののうち6社は2回以下でございます、指名回数が。したがいまして、その6社を含めた66%の22社が実態として入札参加のチャンスを大きく阻害されておると思いますが、いかがでしょうか。公正な競争という点でも、93回の入札機会に弥富町外から入札に参加をした事業者が93回指名をされておりますが、この中で、先ほど申し上げましたように、町外の事業者が落札したのはわずか1回でございますので、こうした入札参加のあり方にも非常に問題があるのではないかと思います、いかがでしょ

うか。

また、弥富中学校の入札が今年度行われましたが、一般競争入札を導入されるということで、入札制度改善への一步を踏み出すものとして期待をしておりましたが、制度が初めから非常にきつい条件をかけて、実際には従来の指名競争入札よりも少ない事業者しか参加できない仕組みをつくっております。いつの間にか最近の弥富の入札というのは、少し大きい工事ですと、大きいゼネコンと地域の事業者が共同企業体をつくるという方式をずうっと採用しております。

しかし、伊勢湾台風前に弥富中学校が建設されたんですが、このときは大手ゼネコンではなくて、河村産業が落札をしたり、別の業者が落札したりしておるんですが、当時の町の予算の3分の1ぐらいの事業費なんですね。今でも担当者に聞きましても、その当時の基準ですからいろいろはりが今の耐震基準に合わんとか、そういうことはありますが、不等沈下も起こしておらず、学校として今まで使って、たまたま大災害がなかったこともあります、何の支障もないという立派な建物でして、あるいは私どもが議員になった後、ほとんど弥富の小学校なんかの改築工事が行われましたが、地元の業者の方が単独で落札をして、相当大きい事業をやられております。そういうことから考えますと、今のちょっとした事業で必ず大手ゼネコンをかませるやり方というのは、私はあんまり適切じゃないんじゃないかと。今回もそうですね。

したがって、やはり能力と資格のある事業者が、少なくとも町の発注するような事業を受注できる範囲を目いっぱい使えるような仕組みをつくる。同時に、競争入札にふさわしい入札参加者ですね。制限つき競争入札といっても、実際には今の指名競争入札よりも少ない人でやるというような状態。結果的に予定価格の95%、96%では談合のそしりを免れないわけでございます、ぜひ毅然とした対応で、市民から談合をやられたんではないかというふうな形で問われるようなことのない入札の仕組みをつくっていく。

国土交通省も全国的に一般競争入札でやられて、8割前後で落札された事業についても、少なくとも値段の低いということからの建物の強度やそういうものに対する問題は何もなかったというのが国土交通省の共通認識とされておりまして、今後、国の事業の中にもそういうものをふやしていくということが報告をされておりますので、入札制度の改善、行政改革の重大な一環として、ぜひ毅然として進めていただきたい。

長らくこの問題でずうっと議論をしまいましたが、残念ですが、弥富市の状態は幾らかの改善があったかもしれませんが、少なくとも談合の疑いを持たれないような仕組みにはとてもなっていると言えない状況であるということをおし上げて、市長の御見解をお伺いし、御答弁によりましては再質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

議長（大原 功君） まず助役。

助役（加藤恒夫君） 三宮議員のお話の中で、契約等で環境組合の関係と、市に対する入札のあり方ということで、大きく2件でございました。

市の行っております入札について、一般競争入札についても条件つきが非常に厳しかったんじゃないかと、結果的に。そういったお話等もございました。環境組合の方は市長の方から回答させていただきますが、市につきましての事をこちらの方からお話をさせていただきます。

まず、平成17年度の入札につきまして、指名する業者そのものが広く公正に行き渡ってないと、簡単に言うとそんなような御指摘でございました。私どもも極力業者の方につきましてはふやすように調整はいたしておりますが、先回も申し上げたわけですけれども、やはり同じ土木でもいろんな部門がございまして、そういった専門的な部門の調整の中では、必ずしもこのような形で行くという数値になるということではないわけでございます、御理解をいただきたいと思っております。しかし、我々としましては、御指摘の件につきましては、指名願の出ている業者の中で該当する者について、なるべく拡大して指名を公正に幅広くしていくということについては今後心がけて進めさせていただきたいと思っております。

それから、中学校の一般競争入札の関係でございますけれども、一般競争入札とはいえ、どのような工事でも制限がつくわけでございます。大きな工事を本当に小さな業者の方が手を挙げるといった形は認められないわけでございます、いろいろ工事の規模によって業者の方の実績といったようなことがありますので、今回もたしか大手と地元の業者についての総合評価の点数等についても進めさせていただきました。しかし、今回は、御指摘のように指名競争入札であれば11社ということでございますが、結果的に一般競争入札においては7社の申し出しかなかったという問題があります。このことは私どもも初めてのケースでございます、私どもとしましては、数としては結果的に7社ですが、3倍強の対象者はあるという想定を組んでおりました。当時の指名停止を食っている業者を外してもそれぐらいあるという想定を組んでおりましたが、結果的にそのような形でありました。今後、一般競争入札に対する制限のあり方ということについては、今回の例を心に置きまして、次回についてはそのようなことのないよう考慮して進めさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

議長（大原 功君） 市長。

市長（川瀬輝夫君） 私は環境組合の管理者をやっておりまして、それに関連があるものだけは答弁させていただきますが、先日の佐藤議員のときにも、議会の異なったことについてはまた環境組合の議会で答弁させていただきますので、その辺お含みの上、御了承願いたいと思っております。

これは平成10年6月10日に入札をしたわけですが、先日も申しましたように、管理者は七

宝の町長、津島市長等々でございまして、私がちょうど管理者じゃないときにこの入札をやったということを聞いております。その1年後に私が管理者をやったということでございます。

それはそうといたしまして、そういうふうで入札を終わりました。今現在、名古屋市とそのほか二、三、それから尾三の衛生組合が、訴訟ではないんですけれども、損害賠償を各企業に請求いたしました。これは名古屋市がそういう請求をしたことについて、裁判によりまして決定したということがありましたのでこのような状況になったわけですが、私たちの環境組合もまさにそのとおりじゃないかという疑いの目を持ちまして、先ほど三宮さんが言われた29億に対してのあれですが、また私たちも同じように一応企業に対しての訴えをいたしました。ただ、訴えたといいましても、ただ申告して弁償してくださいというようなことでございますので、現在の裁判にはかかわっておりませんので、今後この事態がさらに進んでいきますとそういう結果になるかもしれませんが、現在のところはそういう訴えがございませんので、また結果が来たときには皆さん方に御報告申し上げますので、よろしく申し上げます。

それから町内の入札につきましては、先ほど助役が申し上げましたとおりでございまして、どうぞよろしく御理解をお願いします。

議長（大原 功君） 三宮議員。

32番（三宮十五郎君） まず環境事務組合の問題で、今は、確かに市長が今おっしゃられたように請求を起こしたという段階です。しかし、三菱等の対応を見ておきますと、それですんなり返すようなら、この問題はもう至極解決が早いわけではありますが、恐らく先ほど申し上げましたように、9月14日の大阪高裁でのこの一連の事件の判決、それから今三菱等が公正取引委員会の審決を不服として起こしている訴訟の動向にもかかわって、かなり時間をかける。しかも、請求どおりに三菱等が弁済するとなると大変な額になりますよね、60案件ですからね。だから、簡単にうんというような問題ではないんですが、同時に、行政の側がこの問題でそういう審決が出ても対応ができなかった最大の理由は、結局こうしたたぐいの事業というのは、環境事務組合も実際に設計から、予定価格から、全部三菱等に丸抱えでやってきたという経緯もありまして、なかなか物が言えない仕組みになっておるといって、同時に厚労省もまたこのシステムを採用すると高額な補助金をつけるとか言って、まだ実際にほとんど実用化されていない灰の溶融固化装置をプラントの中に組み込むことを多額の補助金をつけて誘導するとか、いろんな問題が背景にあります。

国民の税金をむだ遣いさせない仕組みをつくっていく上でようやくここまで来た課題でございますので、ぜひ争うべきところはきちんと争って、正しいことをきちんと貫くと。それから、国や県の公共事業のぜい肉をそぎ取るという上で非常に大きい役割を持つ事業でござ

いますので、ぜひあいまいな態度ではなくて、毅然として今請求したことを達成できるように貫徹する。多分、市長が仮に再選されてやられても、その間に結論がつかないような問題ではないかというふうに私は考えておりますが、それにしても出だしが非常に大事でありますので、そういう毅然とした対応をされることを改めて求めますが、市長の見解をまずお伺いしたいと思います。

それから、この弥富の問題と今回の中学校の入札の問題に関連して、助役と市長の両方にお尋ねいたしますが、例えば今回、大手はたしか 1,500点以上という条件で、地元業者は 700だか 750点以上という条件だったと思うんですが、750が二つ合わされば大手と同じくらい規模の仕事ができる条件は持っているんじゃないですか。

〔「そういう意味じゃないんじゃないの」の声あり〕

ただ、それにしてもさっき申し上げましたように、あなた方はそういうことを言われるけれども、現実の問題として例えば弥富中学校、当時の町予算の3分の1近い事業をそんなに大手でも何でもないところがやってきておるんですね。それから昭和40年代、大栄建設だとか佐藤工務店さんだとか、1期工事は小さかったんですが、弥生小にしても、桜小にしても2期工事はその当時の億を超える事業をやっておられるわけですから、今この地元や愛知県下の事業者が持っている潜在的な力を本当に生かして十分な競争をやる。そのかわり、地元の有資格業者は当然その入札には皆参加できるような仕組みを保障しながら、地元の力を生かしていくと同時に、十分な競争ができるという仕組みをきちんとつくっていただくということを抜きにしては、今みたいな形で結果的に95だ、96だ、特に下水道関係は98だとか、中にはほとんど100というのがありますが、そういうことがずうっと続いておれば、これはやはり市民から見ると談合工事をしているんじゃないかという批判は避けられんわけですね。

しかも、そこで私はあわせてお尋ねしたいんですが、実はことしから、これは工事を受注した業者が出した看板ですが、発注者は弥富市長 川瀬輝夫と書いてありましたよね。私も長い議員生活をやらせていただいたんですが、こんな看板を見たのは今回が初めてです。また、うちだけじゃなくて、私が知る限り、何か聞くところによりますと、中にはないこともないそうですが、それにしても、もともと公選法で選ばれる人たちの名刺広告の禁止だとか、いろんな場所を利用して名前を売ることについてはいろんな規制が今広がっており、しかもこういう看板をつくれれば、市長も任期間近ですから、仮に市長がかわればまた書き直さないとかなわけでしょう。これだけ節約せよ節約せよと言っておるときに、そういう二度手間、三度手間になるようなことを、これは私は絶対業者が勝手にやったことではないと思うんですよね。弥富市をどう書くかは、だって全部やっていますから、業者と弥富市が合意した上でやられたとしか考えられませんが、こういうことをやらせておっては、私は毅然とした態度はとれないと思うんですね。やっぱり地元の業者ですから、ましてや特殊な技術を持って

いる人たちですから、災害のときやいろんなことを含めて本当に力をかしてもらわなきゃいかん人たちですから大事にしなければいけないと思います、私も。それはもう、こういう東海地震がいつ来るかわからんというようなことを言われている時期ですから。だけど、筋はきちんと通してやるのが、市民の信頼を得る、そして行政が本来持っている役割を市民の信頼を得ながら果たしていく上で私は欠かすことのできないことだと思いますが、こういうことをやるようでは毅然とした態度はとれないと思いますが、なぜこういうふうになったのか。やはり一日も早くこれは改めるべきではないかと思いますが、先ほど助役の方からも市長の方からも答弁がなかったんですが、この契約書の中に談合違約金が入っていないんですね、今、弥富も、環境事務組合も。きちんと入れるということ。名古屋市なんか20%にしております、改定前は10%ですが。それから大きい事業も、大手ゼネコンをかませた方法じゃない方法、地元の業者が選択すれば広く参加できる方法を普及するというのとあわせて御答弁いただきたいと思います。

議長（大原 功君） 市長。

市長（川瀬輝夫君） 環境組合のことでございますので、そちらの方でまた質問があると思いますが、入札の方法と申しまして一般的な方法でやっておりましたので、何ら私たちも疑問に抱かなかったわけでございます。今後はそういうことのないように、いろいろ改めていきたいと思います。

議長（大原 功君） 助役。

助役（加藤恒夫君） 今回の一般競争入札に対する確認的なことのお話でございましたが、親については1,500点、それから子については700点ということでたしか進めさせていただきました。この点の問題がどうかとか、これだけの条件じゃなく、いろんな条件をつけさせていただきました。そして、この点数の見方につきましては、足し算方式じゃなく、やはり大手につきましては大手の技術がございまして、700点というのは地元の業者ということで、今回はお互いの技術を提供し合っただけじゃなく、700点以上ということにつきましては、大きな工事の経験をしていただいて、少しでも大手の技術を身につけていただくということでございまして、お互いの技術を提供し合うという性質のものとは異なった親子でございます。したがって、子が2社つけば1,400になるから1,500に近いという意味とは全く違っていて、それぞれのノウハウの違いというのは相当ございます。そういうことで御理解をいただきたいと思います。

それから、昭和40年代については、中学校は地元の業者の指名で進めていったんじゃないかというお話がございましたが、再度、今後見直しをしてみますけれども、私どもも地域の状況を見させていただいておりますと、分割はしておるものの、今回でも21億という大きな数字でございますが、大手ゼネコンのノウハウを生かして、地元の方を織り込んで経験を積

んでいただくという形のものを進めないで、私たちとしても限られた期限の中にこういったものをきちっと納めていただくということから考えてみますと、地元だけの業者でやるということよりも、今の方法の方がよかったんじゃないかなと私自身は感じております。かといまして、私どもはあくまで地元の業者の優先ということは基本には置いておりますので、今までの指名のもとにつきましても、地元業者の育成ということは十分心して進めさせていただいておりますので、お願いしたいと思っております。

それから一つ今お話がありまして、私も十分理解していなくて申しわけなかったんですが、看板に市長の名前が載っているというお話をいただきました。看板に市長の名前が載っていることがどうかということについては、今おっしゃったような形で結びつくものではないと私は思っております。今まででも、これは申し合わせはしておりませんが、業者の方からその内容について基本的なひな型、こういった項目を書くということは指示しておりますが、どのように書くということについて、細かいことまでは私自身がよく認識しておりましたが、各項目の範囲内のことを最小限度書いておると思いますが、選挙も今近いでというようなお話までいただいたわけですが、決してそういった意味のものではございませんので、これ以外についてもそのような形になっておるケースも非常に多いと思っております。あえて今の選挙のことについておっしゃったんですが、選挙の直前だけ行為を示すということになりますと御指摘のこともございますが、決して今回だけのことじゃなく、通常の中での動きでございまして、御理解を賜りたいと思っております。

議長（大原 功君） 三宮議員。

32番（三宮十五郎君） 今、助役は、看板に発注者として市長名を入れたのは今回だけのことではないというふうにおっしゃられましたが、少なくとも私も弥富で見たのは初めてです。それと、一斉にどこもみんな市長名になったということも、お尋ねしましたら、基本は、発注者は弥富市、あるいは今南部水道のやつが福祉センターの北側に出ていますが、海部南部水道企業団ですよね、発注者は、これが基本のはずなんです。市長名を書いたから違法になるか、違反になるかというようなことはどうかかもしれませんが、しかし弥富町時代、約2年前にひので保育所の正面の石でできた立派な表札に町長名を彫り込んで、非常に嫌な思いをお互いにしたのもまだつい最近で、二度とこういう問題が起こらんようにしようという確認がされたはずなのに、また選挙直前になって一斉にこういうことがされるということは、市長や助役、あるいはこういうことが市の担当者の間から、あるべき姿にすべきではないかという声が自然に出ることが、私は本当に信頼される弥富市になっていく一番の土台だと思うんです。そういうことから考えると、今、知らんのに勝手にやられたことだというようなことで、もし助役が答弁された方法でこの問題が処理されるなら、市民の皆さんはそんなふうには見ないだろうと私は思いますが、それでよろしいですか。

それと、談合違約金については契約書の中に入れるおつもりがあるかないかということは、ひとつ御答弁いただきたいと思います。

議長（大原 功君） 助役。

助役（加藤恒夫君） 先ほどのお尋ねでございますが、選挙直前だけこのような形になっているというようなお話でございますが、私どもも2年ほど前のお話は十分承知させていただいております。看板に当時の町長の名前がというようなお話がありまして、あのような形で改善させていただいておるわけでございますが、今回の問題につきましてそのような形になっておるのは、その場だけを意識してなっているものでもないと思っておりますし、そのところは御理解をいただきたいと思います。

それから契約違反の関係につきましては、今20%の話も出ましたんですけれども、私どもとしては10%の形で今回きちっと交わさせていただいておりますので、よろしく願いしたいと思います。以上でございます。

議長（大原 功君） 以上をもちまして、一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了いたしましたので、本日の会議はこれにて散会をいたします。

~~~~~

午後3時37分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 大原 功

同 議員 前田 勝幸

同 議員 安井 光子

